

# マレーシア

マレーシア

面積 33万km<sup>2</sup>

人口 1344万人 (1980年センサス)

首都 クアラルンプール

言語 マレー語 (ほかに華語, タミール語, 英語)

宗教 イスラム教 (ほかに仏教, ヒンドゥー教)

政体 立憲君主制

元首 トゥアング・アフマド・シャー国王 (79年4月26日即位)

通貨 リンギ Ringgit (73年6月20日以降変動相場制。  
12月31日現在1米ドル=2.2224リンギ。)



# 1980年のマレーシア

——いまひとつの伸び悩み——

木村 陸男

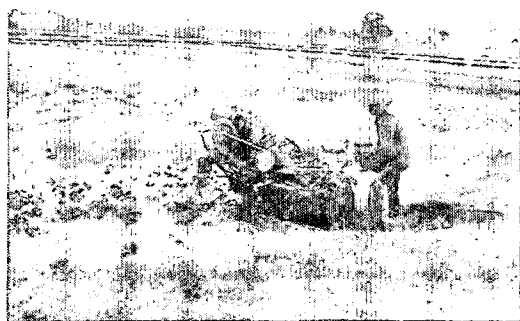
マレーシアの内政は基本的には安定をつづけているが、80年には過去数年にわたり高揚してきた回教再生運動が狂言回しの役を演じて、布教運動のみならず知識人の社会改良運動に対する統制を招くに至った。内政では各政党が82年もしくは83年に予想される次期総選挙に向けて動きだし、外交ではインドシナ問題で独自の役割を果たそうとする動きが見られた。

経済は第2次石油危機下において、供給面の制約から、いまひとつ伸び悩んだ。

**ダアワと社会運動の統制** 80年1月23日、マレーシア最大の穀倉地帯クダ州の州都アロール・スターに集結した数千名の農民は、州政府に対し生産者米価の引上げと糶補助金の現金での支給を要求し、遂には州庁舎に乱入して官憲との衝突を招くに至った。これに対し騒擾発生直後から反政府組織の介入を主張してきた当局は、3月18日と4月1日の2回にわたり特別記者会見を行い、回教徒の非合法組織である「聖戦戦士団」(略称 P. A. S.) の存在を暴露した。国内治安法で拘留中の回教党クダ州委員会の役員2名が、その席上で、1月23日の農民騒擾を計画・組織したのは P. A. S. であると、明らかにしたのである。

この一連の事態は、米作農業が現在直面している困難、クダ州におけるマレー人野党=回教党(略称, Pas)の勢力伸張、そして過去2、3年来の回教再生運動の高揚という3つの要素から成ると見られる。

第1点はクダ、プルリス両州にまたがるムダ地域灌漑・2期作化事業の進展がもたらした問題である。70年に開始された同事業により、9.7万 ha (6.1万世帯)に2期作が導入され、ムダ地域は全国の糶生産量の60%を占めるに至っている。この事業は、人口増加等による土地所有規模の零細化



機械化進むムダ地区

(76年に所有面積1ha以下の農家が全体の60%以上を構成)を阻むことはできなかったものの、当初は顕著な成果を挙げていた。2期作導入による深刻な労働力不足から、2.8ha以上の大規模農家の比率は、66年の農家総数の15%、所有面積の38%から72年までにそれぞれ12%と30%に低下し、かわって豊富な家族労働力を持つ中規模(1~2.8ha)の自・小作農が進出した。米作農家の実質世帯所得は平均で65年~75年の期間に2.4倍に増加した。

しかし75、76年頃からの農業機械の普及は、大規模農家による経営面積の拡大と中規模農家の小作地縮小へと土地保有の傾向を再度逆転しつつある。この緑の革命に伴う農民層分化の進行に加え近年のインフレの進行による労賃、農業機械賃賃料、肥料価格、そして小作料の上昇は、平均的農家(1.6ha所有)の実質世帯所得を75年の水準から20~25%引下げたと見られる。

これに対し政府は、肥料補助金の増額のほか、79年1月に糶の最低保証価格をピクル(1ピクル=60.48kg)当り2リング引上げて、短粒種28リング、中粒種30リング、長粒種32リング(但し消費者米価は据置き)とし、80年1月10日には、この引上げ分2リングをクーポンで農民に支給し、Mara投資信託社、国家貯蓄銀行、聖地巡礼積立基金局に

強制貯蓄させる制度を発足させた。

これらの救済措置は、2期作導入によって一定の生活水準の向上を経験し、近年のインフレに悩む農民にとり、不十分であったばかりでなく、流動性に乏しい強制貯蓄の形をとった点で、不満を一挙に高めた。しかも零細農の間には、収穫を担保に非公認の仲買業者から前借りする慣習があり、クーポン制の恩恵に与られない恐れも大きかった。これが1月23日に多数の農民をアロール・スターに赴かせた主たる要因である。

この点について、3月15日には初補助金の受取りがクーポンか現金かの選択制に変更され、10月17日には補助金自体をピクル当り2リングから10リングに大幅に引上げる(7月16日に遡って実施)などの対策が講じられた。しかし補助金の増額は一時しのぎに過ぎず、むしろ米作の構造的弱点である零細経営を補完してしまうという限界がある。

第2に、クダ州で回教党が、与党国民戦線の支柱であるUmnoに対抗して勢力を蓄えてきたことが、農民騒擾の経済的意味を希釈し、政治問題へと転化してゆくことになった。2月12日に同州ブキ・ラヤ区選出の回教党州議員が病死し、補欠選挙実施の運びとなったこと、また騒擾に関連して10数名のクダ州回教党の役員、党員が国内治安法により拘留されたことが、事件をUmnoと回教党のクダ州支配をかけた争点へと変えていったのである。ブキ・ラヤ区補欠選挙にUmnoはマハティル副首相、ムサ教育相、ラザレイ蔵相等を遊説に派遣し、回教党もアスリ党首、ムスターフェ副委員長等を投入、両党の全力をかけた選挙戦となった。そしてこの激しい選挙戦のさ中に、前記の3月18日と4月1日の特別記者会見が行われた。

記者会見での、P. A. S. 幹部でありクダ州回教党の役員でもある2名の声明と警察発表によれば、P. A. S. は78年12月に約40名の戦闘的回教徒によりクダ州で結成され、完全に回教的な政府を樹立し、全面的にマレー人が支配する国家を実現することを目的とし、そのためには暴力の行使をも辞さない戦闘的地下組織であり、偽装のためP. A. S. を略称とし(回教党の略称もPas)、回教党幹部の黙認のもと同党の組織、施設を利用して活動していた。80年1月初めに農民デモを計画し、州首相が1月23日に初最低保証価格の引上げを発表す

る、との噂を農民の間に流した、という。

Umnoがこの声明、ことにP. A. S. と回教党との関係をブキ・ラヤ区補欠選挙終盤の切り札に使ったことは言うまでもない。1月23日の騒擾を、政府の開発計画の失敗によるものと攻撃してきた回教党は守勢に立たされ、4月5日の投票では69票の僅差(有権者総数1万6618人)でこの州議席を失った。

しかしP. A. S. が前記の2名の幹部の声明と警察発表に描き出されたような組織であるかについては疑問が残る。3月21日の下院で、回教党ナカイ書記長は、回教党とP. A. S. は無関係であり、P. A. S. はマレー武術の団体と同類の、クダ州では周知の組織であり、Umnoの副大臣その他の党員も参加している、と反論した。しかし5月25日の回教党党規委員会は、これら2名を、P. A. S. への参加と回教党の施設利用等を理由に、党員権停止処分が付しており、暗にP. A. S. の非合法性を認めたととれる。いずれにせよ重要なことはイラン革命をひとつの頂点とする形での回教世界における再生運動がマレーシアでも、多数のダアワその他の信徒団体の簇生という形で展開されており、警察発表を信ずるとすれば、P. A. S. のように米作農民の不満を反政府騒擾にまで組織するだけの力を持つに至った点であろう。これが第3の要素である。

そこでダアワについて見てみよう。ダアワ(dakwah)とは神への召出しを意味するアラビア語であるが、マレーシアでは広く回教の布教活動を指す。ダアワ運動は大別すれば以下の5類型となる。①ラーマン元首相が会長を務め、60年代半ば以来現在までに華人、インド人、イバン族、カダザン族など約3万人の改宗に成功したマレーシア回教福祉組織(Perkim)のように政権に近い存在、②74年の学生デモに大きな影響力を与え、現在も知識人、学生を主とする約4万人の会員を持ち、政府の開発政策に批判的な立場を明確にしている、マレーシア回教青年運動(ABIM)のような社会運動志向の存在、③69年に設立され、KL郊外等で、回教の教義に則った自給自足のコミュニティー創造を目指すダルル・アルカムのような閉鎖的な存在、④マレー武術の修得を通じて回教の布教と信仰の深化を図るナスルル・ハクのような存

在、(5) 77～79年に頻発したヒンドゥー寺院破壊活動に代表される、少人数の非合法的な狂信的団体である。そして P. A. S. は類型 4 と 5 の両要素を持った団体ではあるまいか。

回教(スンニ派)を国教とする政権は、従来、ダアワ運動を奨励し、その政治運動への発展は警戒しながらも、表立った介入は避ける方針をとってきた。これは宗教問題が種族対立に転化し易いこと、そしてそれ以上に、Umno 自身が原則主義者から現実主義者までの多様な回教徒を包摂しており、介入が党の分裂を招くおそれがあったため、と見られる。しかし政治運動化したダアワ組織と農民の不満が結びつくという、P. A. S. のような存在の出現により、政府は不介入から統制の方向に方針を転換していった。常に政治運動に転化する可能性を持つ ABIM がまず対象となった。

ABIM の政府に対する批判は、開発政策の目標をマレー人優遇ではなく、種族、宗教の別を問わない貧困の除去と社会正義の実現におくべきである、という点にあり、また80年の大会の決議は、労働者・農民・土地不法占拠者への不当な圧力の撤廃、汚職の掃、経済的搾取の克服、イラン革命政府の支持などであり(8月28日)、穏健な立場を堅持している。しかし同時に、78年総選挙で半ば公然と回教党を支持し、80年8月には華人系野党の民行党との交流を実現するなど、政治の領域との活発な接触も続けられている。

この ABIM に対し政府は、サウジ・アラビアからの資金援助を差し止め、さらに10月13日に結社登録官は、内務大臣の許可を得ることなく、国外の組織に参加もしくは関係を持つことを禁じる旨、通告した。もっとも社会運動への介入は ABIM に限らない。同じく結社登録官は10月17日、知識人を主体に多民族的(会員の半数は回教徒)な会員構成を持つ全国啓蒙進歩運動(Aliran)に対し、登録を抹消されるべきでない理由を示すよう要求した。高級官僚の付加給与の大幅拡充が公正を欠く、というムザファール会長の発言が公益を損ね、登録抹消に該当する、というわけである。

以上のような小出しの介入は、10月16日にジョホール州バトゥ・パハで狂信的回教徒の団体が警察署を襲撃した事件により、一転して統制にエスカレートする様相を示し出した。

バトゥ・パハの事件自体は、75年に入国したカンボジア難民が79年にイマーム・マフディ(回教の救世主)を自称してパハン州で布教活動を開始、80年8月にバトゥ・パハ近郊の農村に拠点を建て、信奉者も19人となったが、10月には郡のカディ(回教宗務官)に活動中止を命じられて、「聖戦」の手始めに警察署を襲撃、自滅したという、ガザリ内相の言う「局地的」なものであったと見られる。

問題はこの事件に対する反応である。統制を懸念する主要ダアワ団体の声は無視され、21日、マハティル副首相が「事件により政府は、逸脱者を排除するためダアワ集団を調査する根拠を得た。」と語り、ナシル総理府無任所相が各州政府の取締りを要請したのに対し、各州から相次いで教義を逸脱したダアワ集団の摘発が報告され、11月23日には、今後回教の説教を行う者は、事前に各州宗務庁による徹底的な審査を受けることになった。

この魔女狩り的雰囲気の中で、11月26日結社登録官は再度 Aliran に対し、78年に Aliran が規約の一部を改正し、「国家原則(Rukunegara)の表明する希望に従って」という文言を「普遍的倫理価値に従って」と修正しようとした理由を説明するよう求めた(Aliran はこの部分を元の文言に戻し、79年6月に他の改正とともに登録官の認可を得ていた)。11月28日にサスニ副内相は下院で「国家のイデオロギーである国家原則を拒否し、普遍的な倫理価値を選ぶことは重大な問題である」とし、「Aliran に対する、知識人組織の公然たる支持は、自分達には解決できない問題から争点を創りだそうとする、知識人の性向を示すものである。」と決めつけ、その狙いが知識人による政府批判の抑制にあることを示した。ちなみにスランゴール・大学卒業生協会も12月3日、登録官から協会規約改正について30日以内に報告するよう求められている(報告がなければ登録抹消となる)。

以上のように、80年にはダアワ運動の高揚を狂言まわしに、知識人を主体とする社会運動の分野にまで統制の動きが拡大されたのである。

**主要政党の動き** 各政党は早くも、82年または83年に予想される次期総選挙に規定された動きを示した。

与党国民戦線を領導する Umno では4月から6

月にかけて支部役員選挙が行われたが、114支部中5支部で選挙をめぐる対立が表面化し、うち1支部は執行部が解散させられ、2支部が活動停止処分を受け、また党の最高指導者たちが各地で党規約の順守を訴えてまわり、ムスターファ書記長が、票の買収が頻繁に行われたことを認めざるを得なかった(5月29日)ほど、白熱した選挙戦となった。今回選出された支部役員が、81年の党大会で党の最高指導部(任期3年)を選出し、この最高指導部が82または83年の総選挙立候補者を決定することになるという事情があったためである。結果は支部長の交代があったのは10支部に過ぎず、明白な世代交代と認められるのは僅か2支部であり、現状維持の色彩の濃いものとなった。

現状維持はフセイン体制の強化を意味するものではない。7月3日に行われた同党青年部長選挙では、汚職事件で78年3月以来獄中にあるハルン元部長が、現職のスハイミ部長の得票198票に対し154票を集めた(前回スハイミ200票、ナハル123票)。ハルンの得票はその影響力がなお根強いことを示すと同時に、フセイン体制下では余り日の目を見ていないペラ、クダ、スランゴール、連邦区の不満・抗議の表明とも見られる。この結果、9月15日の内閣改造も予想に反して小幅なものに留まり、ラフィダー公営企業相、モクタル文化・青年・体育相の実現が新味を若干感じさせたのと、フセイン首相が国防相兼任(従来は連邦区相兼任)となり防衛力増強への決意を誇示することとなった。

しかし年末に入り不確定要素が出てきた。12月1日にフセイン首相は国会開会中にも拘らず休暇をとり、13日に至って初めて病氣診断のためロンドンに滞在中であることが公式に確認された。18日帰国した同首相は、81年1月末に再度ロンドンに飛び、心臓手術を受けた。手術は成功と発表されたが、今後の経過によっては、マハティル副首相を中心とする集団指導といった事態も予想されよう。

一方、サラワクのラーマン州首相も8月に心臓病で倒れ、10月にロンドンで手術、12月に帰国したが、同州首相の引退とタイプ連邦区相の州首相就任は時間の問題となったようだ。

林倉祐民政党委員長(ペナン州首相)が7月27日に委員長引退を発表したのも、次期総選挙への準

備期間を考慮した上のことと見られる。しかし8月16、17日の党大会では同氏の露骨な後継者工作が裏目に出て、梁棋祥<sup>レオンキョウソン</sup>第1次産業相が僅差で林敬益<sup>リンケン</sup>ペラ州行政議員に敗北、梁は副委員長には選出されたものの、大会選出18名の中央委員中17名が林敬益派で占められた。この結果、民政党はペナンとペラの両州に力を分散されることになり、次期総選挙では3期維持したペナン州首相のポストを他党、たとえばUmnoに譲る、という可能性も高まった。

華人系野党の民行党は80年6月に、次期総選挙でペナン州政権を奪取するという、「プロジェクト'83」を発表した。しかし同州プンカラ・コタ区補欠選挙(11月15日)では華人与党の馬華公会に敗北し、プロジェクト'83は一時的に棚上げになった。同選挙区は有権者の98%を華人が占め、崔耀才<sup>C.Y. ティョイ</sup>元ペナン市長が労働党解散後、2期にわたり無所属で当選してきた野党色の強い所であったが、今回はラザレイ蔵相が11月8日の遊説中に、即決で華文小学校3校に計60万リンギの援助を行うなどの戦術が効を奏したと見られる。この補欠選挙の敗北後、華文教育を受けた候補者を立てなかった林吉祥書記長の責任を追求するキャンペーンが民行党内外で行われ、林書記長が辞表を提出し、中央執行委員会がこれを拒否して收拾を図るという、党の混乱が曝け出された。同党が現在以上の党勢の拡大を実現するためには、エリート集団から大衆政党への体質転換が必要とされる難しい局面を迎えたようである。

**マラヤ共産党** 80年に入り3月にパハン州で比較的大きな遭遇戦があったほかは、半島部マレーシア側での武装ゲリラの目立った活動は見られず、ガザリ内相は2月5日に、国の直面する最大の脅威は79年以来共産ゲリラから麻薬に変わった、との判断を示した。これは、78年に武装闘争と並んで合法的大衆闘争の重視を打ち出し、79年には反ソ・越愛国統一戦線ともいべきものを示唆した点に見られるマ共側の路線転換の結果でもあるだろう。ちなみに80年4月の建党50周年声明では、樹立すべき政権を、従来のマラヤ人民共和国から民主連合政府に変え、統一戦線活動の促進を強調している。

しかしマ・タイ国境地域でのマ共ゲリラとタイ軍・警察および回教徒村民との衝突摩擦は増加している。マ・タイ合同軍事作戦が80年1月を以って中止され、マラヤ共産党が国境地域の拠点の再建・拡充を開始したためと見られ、マ共側のいわゆる「保護料」徴収をめぐる衝突が増えている。合同作戦は、77年に開始された大規模な拠点攻撃とそれに続く小部隊による掃蕩の段階までで中断された。タイ側ことに地元の第4軍区が、勢力を増しつつある回教徒分離派の鎮圧にマレーシア側の協力が得られない点に不満を募らせたことが、中断の主たる要因と見られる。80年2月以降、両国の国境での協力は社会、経済施設の改善と情報収集活動に重点を移している。

インドシナ情勢により、マラヤ共産党が路線を転換しつつあると見られることは既に記した。ベトナム側からの工作について、ガザリ内相は5月14日、「ベトナムはかつてマラヤ共産党各派（革命派、ML派、陳平指導下の中央派）の支持を得ようと工作したことがあるが、三派はともに親中派であるため成功しなかった。現在そのような工作が行われているとの証拠はない。」と否定し、同時に、4月28日の中共からのマ共50周年祝電に触れ「中共がマ共の闘争に支持を表明する限り、中国との人民と人民の関係実現の希望はない。」との立場を確認した。同内相はさらに6月10日、中国の狙いは、ベトナムにおけるソ連の影響力増大が逆にベトナム民族主義によるソ連拒否に至る日を待つという、長期的なものである、と指摘したうえで、中国がクメール・ルージュに補給している軽火器が、紛争長期化によりタイ共産党、次いでマラヤ共産党にもまわる可能性があることに憂慮を表明している。

**外 交** 80年のマレーシアの外交努力は、そのほとんどがインドシナ問題に向けられたといつて過言ではない。回教国外相会議（1月）、ASEAN-EEC 外相会議（3月）、英連邦アジア・太平洋地域首脳会議（9月）などで、アフガニスタン問題とインドシナ問題を、大国による小国の独立・主権・領土保全の侵害という共通性で括ったのも、国際社会のインドシナ問題への関心を維持する狙いがあった。その努力の動因は、上述したような

中国の長期的戦略への憂慮であり、従って全ての大国が保証する東南アジアの平和・中立地域化構想（Zopfan）が機会あるごとに強調されることとなった。

ASEAN 常任委員会議長国であったマレーシアは、ベトナムとASEAN 諸国の対話の仲介役となり、1月9日のリタウディン外相の訪越（但しベトナム側はASEAN 代表とは認めなかった）、5月8日のグエン・コ・タク外相の訪マが実現した。この間に注目されるのは、マレーシアがインドシナ問題解決に独自の動きを示した点である。3月26日のフセイン首相とスハルト大統領との会談で、ベトナムが中ソから中立の立場を採ることが、インドシナ問題解決の原則であるとの合意が達成された。このいわゆるクアンタン原則は、5月13日のフセイン訪シに際しての談話（日誌同日参照）を考慮すると、第2点として、ベトナムがタイの領土保全を約束すれば、カンボジアからのベトナム軍撤退は部分的なものでも止むを得ない、との譲歩を含むと見られ、中国の影響力拡大への懸念、従って紛争の早期解決を目指すマレーシアの立場を端的に示すものであった。しかし4月18日のフセイン・プレム会談、5月13日のフセイン・リー会談でのタイ、シンガポール両国の反応は消極的であり、6月23日のベトナム軍によるタイ・カンボジア国境の侵犯は、クアンタン原則へ向けて積み上げられたマレーシアの外交努力を水泡に帰してしまった。

その後の9～10月の国連総会工作、中国の説得といったASEAN 外交のフロントの役割はシンガポールとタイに移った、と見られる。しかしこの過程でマレーシアにとっても注目すべき事態が生じつつある。11月9日に訪中したシンガポールのリー首相は、14日北京で、中国の首脳が東南アジアの共産主義運動への支援政策を再検討し手直ししている、と信ずべき理由があると語り、12月1日訪マしたダナバラシ・シ外相も同じ見解を示している。問題は中国が国際主義の原則を従来以上にどこまでパワー・ポリティックスの現実に合わせて、どういう形で表現するかであろう。

インドシナでの緊張継続に対応してマレーシアの国防努力も一段と拡大した。対外的には、インドネシアとの合同演習（陸軍4月、空軍9月）タイと

の合同演習(海軍8月)に加わえ、10月6日～8日にはオーストラリア、ニュージーランド、シンガポールとの4カ国合同空軍演習が実施された。70年に英国も参加して行われた合同演習以来10年振りのものであり、9月の英連邦アジア・太平洋地域首脳会議でのマ・シ・豪・紐の4国首脳の合意に基づき、5カ国防衛協定(上記4国と英国が71年に締結)実質化の第一歩である。

さらに国内では従来稀であった通常戦の大規模な演習が4回実施され、装備・兵員の面では、陸軍が1個師団増設、後方予備軍拡大、機甲連隊設立、装甲兵員輸送車・自走砲・フェレ偵察車の購入、海軍が兵員増加(現在の7000人を83年までに1.5万人)、掃海艇と長距離コルヴェット艦4隻の購入、空軍がスカイホークA4-L戦闘爆撃機88機、ハーキュリーズPC-130型機の購入、クランタン州ゴン・クダの空軍基地建設などの計画が相次ぎ発表され、一部は実施に移された。このための経費は81年からの第4次5カ年計画で98億リング(予備費も含めると150億リング)、第3次計画の防衛支出(当初予定)の6.5倍にのぼる。

**80年の経済** 政府は80年予算案(79年10月発表)の中で、先進国の不況継続を前提として、経済成長を促進しインフレを抑制する、いわば内需依存の経済戦略を示し、207億リングを越える経常・開発支出と史上最高の4.82億リングの減税をうちだした。予算案の見込んだGNP実質成長率は6～7%、物価は5～6%であった。

この政府の見通しに対し、80年のGNP実質成長率は8%、消費者物価上昇率は7%と、良好な結果となった。成長の主動力となったのは実質15.2%(79年10.9%)増の国内総需要である。これは景気浮揚のための公共支出の伸び(実質17.2%増、79年12.3%)に加わえ、民間支出が好調だったことによる(実質14.4%、79年11.4%)。民間消費は公務員給与引上げ、減税、79年の好調な一次産品輸出の波及などにより、実質で12.5%増と79年(11.0%)を若干上まわり、GNPを7.4ポイント上げた。さらに目覚ましい伸びを示したのは民間投資であり、実質で79年の13.2%に対し、18.1%と75年以来最高の成長を記録した。これは79、80年の投資促進努力が外資投資の拡大となり結実したこ

と、石油産業の投資が引続き増加していること(名目で80年に10億リング、民間投資の12%)、そして住宅・インフラを含む建設投資(民間投資の約50%を構成)が拡大を続けたためと見られる。

これに対し、財・サービス輸出は実質で2.0%の減少(79年は12.1%増)となり、海外需要、ことに先進国の不況を反映したが、同輸入は旺盛な国内需要の結果、79年の18.3%に対し15.5%と引続き高い増加率を維持している。名目で見た商品輸出の伸びも79年の41.7%から15%へ落ちたが、これは原油、天然ゴム、原木の輸出量が減少(それぞれ1.5%、3%、6.5%の減)したのを価格上昇が補う形をとったもので、ことに原油価格は67%増となり輸出額を下支えし、輸出超過基調の維持(79年の70.6億リングに対し58.9億リング)に大きく貢献した。商品輸入は79年の25.4%を上まわる28.4%増となったが、とくに中間財(原材料、燃料)の伸びは34%と著しく、投資財は24.8%、消費財は21%増であった。輸入価格が12.2%上昇したにもかかわらず、交易条件は2.7%改善した。これは第2次石油危機による一次商品ブームが第1四半期まで持続した結果である。

国際収支は経常収支が1.04億リングとかろうじて黒字を維持したが長期資本収支の引続く大幅黒字により、外貨準備は9億リング増加して101.3億リング、輸入の5.5カ月分と高い水準にある。

以上のようにマクロの数字は、第2次石油危機下で低成長とインフレに苦しむ先進国は勿論、高成長を享受するASEAN諸国の中でもシンガポールに次ぐ良好な実績を示している。しかし、さらに立ち入って見るなら、成長の潜在力を持ちながら、ことに供給面でのボトルネックの故にいまひとつ伸び悩んだ80年の経済の姿が浮かび上がる。

**主要商品の動き** マレーシアが第2次危機下で高成長を維持し、国際収支危機に陥ることなかったのは、その恵まれた資源賦存、ことに石油の存在に負うところが大きい。80年の原油輸出は1186万トン(79年比1.5%減)、67.6億リング(同60.5%増)となり、総輸出中の比率も24.3%(79年19.4%)に拡大して、天然ゴムを抜いて最大の輸出品となった。これに対し鉱物性燃料(ほとんどが石油)の輸入額は28.2億リング(79年比36.7%増)に留

まっている。

輸出量の減少は5月に開始された資源保存政策の結果であり、生産は年初の29万バレルから引下げられ、年間平均で27.5万バレルになる見込みである。しかし探査活動は活発であり、80年1~6月に新たに16のガス・油井が発見され、またペトロナス(国家石油公社)はOceanic社、B.P.社と合弁でサバ州沖の探査を開始する。この結果、石油の可採埋蔵量は18.4億バレルとなった(79年までは10億バレルとされていた)。

80年の天然ゴムの輸出額は48億リング、対前年比7.1%の増加となったが、輸出量、生産量はともに3%と2%の減少となった。一方、RSS1号のKL市場の月間平均価格(キロ当りセン)は2月の369センを頂点に7月の290センまで落ちた後、年末まで290~300セン台に安定している。第2次石油末危機以前(年間平均価格で77年203セン、78年230セン)に較べて、一段高い水準に移行したと見られる。価格水準の上昇にもかかわらず生産量が減少したのは、実需の減退という大枠の中で、価格には合成ゴムの下支えという要因が働いたのに対し生産には過去10年のオイルパームへの転換、エステートの労働力不足、小保有農部門における多収品種への植替えの停滞などが作用したためである。

天然ゴムの長期的展望が明るいことから、年間の新規植付け面積を従来の1.6~2万haから5.0万ha(現在の植付け面積は202万ha)に拡大する、等の積極的政策が打ちだされた(8月)が、短・中期的にはオイルパームの収益性がなお高いこと、労働力不足の進行など、克服すべき課題は多い。

パーム油輸出額は25.0億リング(対前年比1.1%の増)、輸出量は208万トン(9.5%増)となり、78年以来の価格の低下傾向を量でカバーする形となった。パーム原油のトン当り国内価格は2月の1100リング台から、10月には660リング台まで落ちて漸く反転し、年末には1000リング台を回復した。この値動きは、アフガニスタン問題を引金とする対ソ穀物禁輸により、米国の大豆の在庫が増加したこと、しかし第4四半期に入って今度は米国の早魃の影響が出始めたためのものである。80年に入り、中国、韓国などの市場開拓努力が行われたが、過去5年間に見られた年率約15%もの成長を今後も続けることは困難であり、次第に収益

性の低下、新規植付けの縮小という方向が出てくると見られる。

錫価格は投機資金の入った3、4月にピクル当り2300リング台(ペナン市場、月間平均価格)の高値となったが、米国の戦略備蓄放出(3年間に計3万トン)の動きに脅かされ、年末には1900リング台に落ち、生産コスト上昇(79年に25%、80年の平均コストはピクル当り1850リング)に悩む零細鉱山を圧迫しつつある。これに対し最大手のMMC社(政府資本71%、英系資本29%)は、クアラ・ランガット鉱山開発でスランゴール州政府との妥協を成立させ(6月)、また支配下6社の統合、精錬部門への進出など集中の動きを進めた。

なおゴムについては天然ゴム国際協定が仮発効(10月24日)に留まり、第6次国際錫協定交渉は81年に持ち越されたが、いずれも米国の抵抗が障害になっていた。レーガン政権の登場は事態を一層困難にすると見られる。

**ボトルネック** 80年9月、スランゴール州政府の建設した中級住宅(1戸6万リング)100戸に対し、1.2万件に及ぶ申請が殺到した。こうした事例は80年には日常的になっていた。78年以來の商品ブームによる所得増加、過去2年間の政府の個人消費刺激策、そして大々的に宣伝された持家政策等による旺盛な需要が、供給を遥かに上まわったのである。供給サイドを見ると、第3次開発計画(76~80年)の住宅建設は、79年末の段階で完成分が目標(公共・民間計55.3万戸)の41%に過ぎず、このうち低価格住宅(2万リング以下)では完成分が目標の20%に過ぎなかった。さらに同開発計画の小学校、病院等の公共事業の達成率は同じく79年末で50%に留まった。すなわち喚起された内需に供給力がついていけなかったのである。

供給のネックとなったのは建設資材、土地などのインプット不足、熟練労働力と技術者の不足、そして行政面の制約である。まず建設資材では煉瓦、セメント、棒鋼の不足がことに下半期に顕著となり、セメントでは業者間の割当制が採られた。これらは直接には生産量の不足によるが、間接的には政府の価格統制が生産拡大意欲を減殺した点も見逃せない。土地供給不足は各州政府の地目転換事務の遅れ(通常3年かかる)が大きい。熟



練労働力の不足は賃金水準の高いシンガポールへの流出によるところが大きい。技術者(ことに公共事業局)不足は政府のマンパワー計画のミスの結果と見られる。最後に行政面の制約は、各州庁間の連絡の悪さ、繁雑な手続き等に加え、原住民への住宅供給留保政策(州により違いがあるが、開発業者は建設した住宅の30~50%を一定期間、原住民以外に売却できない)の実施が業者の負担を高め、住宅価格の高騰と供給の伸び悩みを招いている。

こうした政府の価格統制による供給力の低下は80年を通じて悪化の一途を辿った砂糖不足のひとつの要因でもあった。

**金融** 78年10月の金利自由化にもかかわらず、プライムレートが77年以来一貫して7.5%に維持されてきたのは、金融当局の強力な指導によるものであり、その狙いが資金コストを低くして良好な投資環境を実現することにあったのは周知の事実である。76年以來の大幅な国際収支黒字の持続もそれを可能にしていた。

しかし79年半ば以来、隣国シンガポールでは世界的な高金利への移行に追随して金利が上昇した。その最低貸付利率は79年7月の8.35%から80年4月には12.1%へ急騰し、マ・シ両通貨間に金利裁定による短期のサヤ稼ぎの余地が生じた。しかも78年5月にマレーシアで発足した銀行引受手形(BA)制度が、外銀と優良大企業に短資取入れとシンガポールでの運用の機会を提供することになった。このためバンク・ヌガラ(中央銀行)は80年5月から、優良企業のBAの再割引中止と、各銀行に対する再割引枠の設定を骨子とする規制を開始した。その後も9月以降、シンガポールの金利は再度上昇に転じたため、マレーシアからの資金流出が行われた模様で、従来1~2%の幅に収まっていた両通貨の交換比率はリング安が目立ってきている。

この短資流出に加わえ、建設業、製造業、住宅ローンを主とする貸付の増加(商業銀行で80年9月に対前年同月比43%)が、預金の伸び(同じく36%)を上まわり、商業銀行の流動性比率は80年1月の24.6%から9月には21.5%と、最低流動性比率(20%)ぎりぎりの線まで低下した。これには15億リングの国債発行や推定8億リングにのぼるペト

ロナス社の納税も要因となったと見られる。こうして下半期には金融逼迫が顕著となり、10月半ばにはプライムレートが1%引上げになったほか、住宅関係への融資条件が厳しくなった。

通貨供給(M<sub>1</sub>)は外貨準備と銀行信用の増加を政府預金の拡大で相殺する形となり、80年9月で対前年比17.0%増と安定した推移を辿っている。

**工業化と第4次計画** 良好な投資環境維持のため金利が低く抑えられてきた点は既に触れたが80年には労働の面でも投資環境改善の努力が払われた。

労働争議権への規制強化や争議権行使を制約される業種の拡大などを盛りこんだ労使関係法の修正と、労組結成・加入を禁止される公務員の範囲の拡大、組合資金の政治目的への使用禁止、国際労働組織への加入制限、労組登記官の権限拡大などを含む労働組合法の修正が行われた(資料参照)。これは直接には、78年末~80年初のマレーシア航空の労働争議とそれに対する国際運輸労連の支援の経験を踏まえたものであるが、その究極の狙いは「工業化を損うおそれのある争議を抑制する」(マハティル 副首相談、3月22日)ことにあった。この法修正を契機に、マレーシア労働組合会議(MTUC)内で公共部門と民間部門の対立が激化し、労働運動が分断されるに至ったのは、予想外の副産物であろう。

以上のような環境整備と並行して、80年には第4次5カ年計画(81年~85年)の工業化戦略が明らかにされてきた。工業化の柱は豊富なエネルギー資源を活かした重工業、部品工業、ゴム、パーム油、木材等の資源加工、そして労働集約産業である。

原油の可採埋蔵量は公式には18億バレルであり日産26万バレルの生産、そして現在日量15万バレル、年増加率9.5%の消費を前提とすると、87年には石油の純輸入国となり、99年に資源が枯渇することになる。しかしサバ、サラワク沖には石油換算で40億バレルの埋蔵量を持つガス田があり、トレンガヌ沖にはそれを上回るガス田が発見されている。前者は83年からLNGとして日本に輸出され、また80年10月に合弁会社設立調印に遭ぎつけたASEAN尿素プロジェクトに利用される。後者については、その一部が84年完成予定のガス

火力発電所 (450 MW) にまわされるほかは、確定的な利用計画はない。さらに水力は経済的に利用可能な量が石油換算で日量27万バレルと推定されその94%が利用されていない (80年に電力の36%が水力、残りは火力で年に石油1200万バレルを使用)。このほか経済的に利用可能な石炭の埋蔵量は石油換算で5億バレルとされている。

これらの資源のうち当面は水力発電の拡大と天然ガスの利用が課題になると見られる。80年中に言及された天然ガス関係の計画は、海綿鉄 (サバ州とトレンガヌ州)、アルミ精錬 (サラワク州)、ガス化学 (トレンガヌ州) などである。このほか重工業プロジェクトとして鋼板、金属加工、セメント (計4件) などがある。問題は外資の対応であるが海綿鉄、ガス化学、セメントに韓国資本が強い関心を示している点が注目される。外資のパートナーとしては重工業公社の設立が決まり、81年予算で1.25億リングが支出される。

部品工業では自動二輪の国産化率引上げ計画が開始され (5月27日)、四輪車についても組立て車種の制限が計画されている。

資源加工の面では11月にマハティル副首相が原

料輸出の制限を示唆しているが、たとえば天然ゴムの国内加工で消費される量の比率は生産量の2.5%に過ぎず、課題は大きい。中でも市場への接近が最大の問題であり、日本の総合商社に倣った組織の設立が進められている。80年2月頃から開始された英国のDunlop Holdings社買収の試みもひとつには市場確保を狙ったものと見られる。

労働集約産業では、産業構造高度化政策を展開中のシンガポールから流入が増加している模様である。

第4次計画では、工業と前記した国防拡充のほか、農村開発、住宅開発が柱となろう。農村開発では、連邦土地開発庁が土地の供給不足から、新規土地開発の規模を従来の年4万haから2.8万haに縮小し、かわって遊休地の再開発と現状の改善事業に重点が移ると見られる。住宅では公共部門が低所得者向けに44万戸、民間が中・高所得者向けに56万戸を建設するという、野心的目標が出されている。

しかし既に見たように供給面のネックの多くは行政に起因しており、第4次計画ではその点をいかに克服するかが最大の課題となろう。

## 1月

1日 ▶調理用ガス値上げ——13~14%の値上げ。

3日 ▶アフガニスタン問題——マ外務省、アフガニスタンにおける外国の武力介入の即時中止と撤退を要請。

4日 ▶Berjasa 青年部長辞任——国民戦線加入問題に関するナシール委員長の方法に不満。また18日に Ustaz Mahmud 書記長が個人的事由で辞任の意向表明。

8日 ▶ソ連のアフガニスタン介入への抗議行動——14日まで各大学やモスクワで抗議集会が開かれ、ABIM(マ回教青年組織)がソ連大使館デモを行った。

9日 ▶リタウディン外相、ベトナム訪問——タク外務担当国務相、ドン首相と会談。11日帰国し、①ベトナムは東南アジアの平和・自由・中立地帯設立の基礎としてKL宣言を支持、②両国は意見が異なるということで同意、③両国は対話を継続、④ベトナムはタイと全てのAsean諸国の独立・領土保全を尊重すると保証、と語った。

▶ペラ州州首相、イポー市長を兼任と発表——民行党、同州 MCA 青年部、MCA 青年部全国本部が抗議。

10日 ▶生産者米価に補助金制度導入——マナン公営企業相発表。初1ピクル当り2リングをクーポンで支給。クーポンは譲渡不可能、指定金融機関に提出することで当該農民の貯蓄口座に振込まれる。これによる政府の支出増は年6300万リング。15日、クダ米作農民組合は補助金の増額を要請した。

▶政府、ユーロ借款に調印——2億米ドル。期間は12年、最初の10年は Libor+0.5%、残り2年は Libor+5/8%。開発資金に充当。借款団は22銀行。

11日 ▶原油値上げ——代表油種タピス・ブレンドは25%引上げられバレル当り34.4米ドルとなった。1月1日に遡り実施。

12日 ▶ADB 借款——ペラ、スランゴール、マラッカ、サラワクでの灌漑計画(10.9万ヘクタール、3.8万世帯、総経費1.2億リング)に対し、外貨コスト分5500万リングの貸付け。20年返済、年利7.5%。

15日 ▶LNG プロジェクトへのユーロ借款に調印——Malaysia LNG Sdn. Bhd. に対し5.5億米ドル。幹事銀行は Bank Bumiputra ほかに11行、その他50行が参加。

17日 ▶タイに原油供給——Petronas が1月1日より1年間にわたり計270万バレルを実勢価格で供給。

18日 ▶上院休会——80年予算案ほか16法案成立。

▶マハティル副首相、インド訪問——4日間。ムケルジー商業相、ガンジー首相らと会談。対マ投資拡大を要請、中央・東南アジア情勢について意見を交換。

19日 ▶ゴム価格高騰——KL市場で345セン/キロ(RSS 1号)と朝鮮戦争以来の高値をつけ、2月13日には410センにまで高騰した。市場筋は①ゴムの供給不足、②国際関係の緊張、③投機を高騰の要因としている。

20日 ▶ブレーカー英外務担当国務相、訪マ——4日間。リタウディン外相、ムサ教育相、第1次産業相等と会談。マ側は外国留学生学費値上げの再考慮、国際天然ゴム協定本部のロンドン設立案撤回を要請。

22日 ▶シンガポール産業構造高度化政策の影響——マハティル副首相は Unido III 会議の席上、①マレーシア及びその他の隣国は、同政策により低位技術の産業が流入することで恩恵を受けている、②全ての国が国際分業の原則を支持することが緊急に必要、と述べた。

23日 ▶クダ州州都で米作農民デモ——数千名がアロール・スター市の州庁舎前に集結、①現行の穀保証価格(品質によりピクル当り26, 28, 30リングの3本立て)を一律40リングに引上げ、②穀補助金の現金支給の2点を要求。ナハル州首相が説得にあたったが官憲と衝突するに至り、92名が逮捕され、午後6時に同市を含むコタ・スター郡全域に24時間の外出禁止令が敷かれた(25日早朝解除)。州首相は、騒擾は一定の戦闘的集団により開始され、その動機は穀補助金ではなく、政治目的を含む一定の目的の実現だった、との談話を発表。25日、マナン公営企業相は穀補助金事業の継続を確認した。

24日 ▶「重工業公社」と「総合商社」の設立構想——マハティル副首相が訪マ中の関経連使節団に明らかにした。80年代の工業政策の重点は農産品の加工、部品工業の育成、重工業の基礎づくりに置かれるが、重工業については重工業公社を設立し、政府資本を合弁会社に出資する。また日本の総合商社に倣った合弁企業を設立し、世界市場開拓を図るという構想。

26日 ▶回教国外相会議——28日までイスラマバードで開催。席上、リタウディン外相はソ連の行為を国際的規範の侵犯と非難。

27日 ▶政府、大陸棚境界図をこのほど刊行——79年12月公示(資料参照)。

28日 ▶マ政府、国際天然ゴム協定に調印・批准。

▶姚仲明中国文化省次官、訪マ。

▶サラワクの国会、州議会補欠選挙——Mukah 下院選挙区で PBB の Edward Esnen 前州議員(Oya 区選出)、Oya 州議会選挙区で PBB の Haji Salleh Jafaruddin 前下院議員(Mukah 区選出)が無競争当選。

## 2 月

2日 ▶Berjasa 最近、国民戦線加入を正式に申請。

▶英国のマ・シ留学生、学費値上げ反対運動開始。

3日 ▶パーム油精油所の新設認可の凍結を維持——MIDA によれば、認可の凍結は生産能力を過剰としないため、78年12月から2年間の期限で開始。既認可分は61精油所（生産能力310万トン）、うち生産を開始したものの39精油所（生産能力220万トン）。

4日 ▶全国合同労働諮問会議(NJLAC)開催——労働組合法と労使関係法の修正について政府・労組・使用者の三者代表が討議。会談後、何議長(労働・人力相)は、①労組法修正草案から労組登録官の令状なしの逮捕権、その他若干の修正点を撤回した、②修正草案が外部に漏洩したのは遺憾である、と語った。

▶銀行への原住民参加——ラフィダー副蔵相は、①商業銀行上級管理職の原住民構成比は20.3%で、NEP目標を下まわっている、②一部の銀行では適当な原住民管理職を採用できず、他方では原住民管理職の短期転職が起きている、③短期転職は上級職員に必要な経験と実務の修得を不可能にしている、と指摘した。

▶マ・シ航空協定改定交渉——当初の予定を延長して14日まで行われたが、合意に至らなかった。

▶リタウディン外相、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン訪問(12日帰国)。

5日 ▶第1の脅威は共産ゲリラではなく麻薬——ガザリ内相によれば、共産主義者は十分に鎮圧されており、昨年からの変化が生じた。

▶未完成の公共・公益事業を民間に一括委託——建設・公益事業省の第3次計画実施の遅れを補うため。ラザレイ蔵相によれば、同計画の学校・病院の建設事業のうち1600件以上が未完成。

▶回教法施行の条件——スハイミ Umno 青年部長は、施行には国民の承認が必要であると語った。

6日 ▶回教党党员7名、国内治安法により拘留——同党 Nakhaie 書記長によれば、クダ州回教党書記、執行書記など7名。クダ州農民デモに関連しての拘留と見られる。3月3日迄に、同党の拘留者は計13名となった。

▶天然ゴム増産問題——ゴム研究所(RRI)によれば、現在の主導的生産国としての地位を維持するには、2000年まで年378万トン(79年160万トン)に生産量を引上げる必要があり、そのための費用は39.4億リングと見込まれる。

7日 ▶マ・タイ地域国境委員会開催——ハジャイで。①国境地帯で合同の社会・経済プロジェクト実施、②国境地帯の治安は明らかに改善、との声明を発表。

8日 ▶マレー人保留地の抵当物件化——マ金融会社協会 Azman Hashim 会長は、州政府が全ての商業銀行と金融会社にマレー人保留地を担保とすることを認めれば、原住民貸付は増大しよう、と語った(現在、一定の商銀、金融会社にのみ認可)。27日、ラザレイ蔵相はマレー人保留地の抵当物件化を奨励する、と語った。

9日 ▶低価格住宅建設——梁住宅・地方政府相によれば、現在までに第3次計画目標の20%しか完成していない。

10日 ▶Gonzalez II 演習開始——2月24日までパハン、トレンガヌ両州で実施。通常戦の演習で4個旅団、2万名が参加。

▶モスクワ・オリンピック不参加をIOCに通告。

11日 ▶国防義勇軍の拡張計画——Zain Hashim 陸軍副参謀長によれば、第4次計画で国防義勇軍と正規軍の比率を現在の0.4:1から1:1に高める。

12日 ▶米太平洋空軍司令官 James Hughes 中将、訪マ。

13日 ▶クダ州ムダ灌漑地域の79年の収穫——エーカー当り収量は973ガンタン(78年650ガンタン)で、二期作導入以来最高の見込み。

14日 ▶第2回錫生産国閣僚会議——チェンマイで16日まで。生産国7カ国が参加。①米国の戦略備蓄からの錫3.5万トン放出計画について、さらに米国と協議、②緩衝在庫価格帯引上げに努力、などの共同声明を発表。

16日 ▶サラワクのゲリラ——ラーマン州首相によれば117名の共産ゲリラが活動。

19日 ▶Asean 防衛協定案に反対——モクタル副外相は、対立する諸勢力、ことに大国を排除するため、地域の中立化の実現に努力すべきである、と語った。

22日 ▶マ共と民族革命戦線(BRN)が武力衝突——タイの全国治安作戦司令部によれば、2月2日、南タイのYala 県で衝突、マ共側に3名の死者。同地域での食糧、資金の徴集をめぐる勢力争い、という。

24日 ▶世銀、スランゴール州に1.8億リング貸付け。

▶パティック産業の苦境——業界筋によれば過去10年間に原材料(白布・ろう・染料など)コストは150%上昇したのに対し、製品価格は20%増にとどまり、また今年に入り白布の供給不足が著しい、という。

25日 ▶マ労働組合会議(MTUC), NJLAC に覚書提出——政府改正案のほとんどを拒否。

29日 ▶原油値上げ——3月1日よりタピス・ブレンドがバレル36.1米ドル(1月11日参照)。

▶ベナンの電子産業拡大——80年に入り外資系4社が拡張計画を明らかにしている。

▶小麦粉値上げ認可——小売価格で12.5%引上げ、3月1日より実施。

## 3月

4日 ▶アジア国防博覧会——KLで3日間。

▶国王夫妻、ブルネイを非公式訪問(9日まで)。

▶米政府、7月1日より錫在庫放出と発表——3月後半から実施という当初計画を延期。2週毎に500トン放出、合計3.5万トンの予定。

5日 ▶バハン州西部で共産ゲリラ8名射殺——3月18日にも1名射殺。同州では79年に支持者152名を逮捕。

6日 ▶錫高騰——ペナン市場で80年に入っの最高値ピクル当り2471リングをつけた。市場筋は投機資金が金から他の金属、砂糖などに乗り換えたためと見ている。

7日 ▶Asean-EEC外相会議開催——KLで。Asean-EEC経済協力協定に調印、共同政治声明を発表。

9日 ▶クウェートの経済協力——同国訪問中のラザレイ蔵相によれば、①クウェート原油とマ原油のスワップ、②精油所建設、天然・随伴ガス利用へのクウェートの技術援助、について原則的に合意した。また同日、Malaysia Kuwait Investment Holding Co. の設立が仮調印された。当初払込資本5000万リング(マ側52%、ク側48%)で、不動産、観光、資源関連産業への進出を計画。

11日 ▶Ungku Omar工専など3校で授業・試験放棄。

13日 ▶国内治安法による死刑執行——75年11月のペラ州警察長官殺害で死刑判決を受けた2名。このほか3月中に同法違反(拳銃不法所持)により5名の死刑執行。

14日 ▶半島部の原木輸出割当て引下げ。

▶国際錫理事会、緩衝在庫価格帯を引上げ——ピクル当り1500~1950リングから1650~2145リングへ。

15日 ▶初補助金支給、現金とクーポンの選択制に。

▶黄華外相、訪マ——3日間。フセイン首相、リタウディン外相、梁1次産業相等と会談。15日の会談後、リタ外相は、①カンボジア紛争の政治的解決に中国が積極的役割を果たすよう希望、②中国はアフガニスタン問題でソ連の撤退が政治的解決の前提と主張、と語った。

16日 ▶世銀借款——ペラ河上流のダム、発電所建設に5000万米ドル。期間17年、年利8.25%。

▶MIC、下部役員5名の党員資格を1年間停止。

17日 ▶国会開会——下院3月18日~4月5日、上院4月7日~15日。

▶南タイ Betong で回教徒村民と共産ゲリラが衝突——村民が保護料の支払いを拒否、ゲリラ2名を殺したのに対し、先週ゲリラが村民8名を殺害。

18日 ▶「聖戦戦士団」——国内治安法で拘留中の回教党クダ州委員会執行書記は特別記者会見で、①「聖戦戦士団 Pertubuhan Angkatan Sabilullah (P.A.S.)」が1月23日の農民デモを計画した、②P.A.S. は78年10月30

日、回教党員により秘密裡に結成され、回教政府の樹立とマレー人による全面的な国家支配実現のためには暴力の行使も辞さない組織である、と語った。

19日に、Umno 本部は、P.A.S. の存在は回教党の真の戦略を示すもの、と声明。他方、回教党の Nakhaie 書記長は下院で、同党と P.A.S. は無関係であり、P.A.S. はマレー武術団体と同類の、Umno の副大臣も加入している、クダ州では周知の組織である、と反論した。

▶棒鋼値上げ認可——値上げ幅10.9%。19日実施。

19日 ▶中国国貿易促代表団、訪マ。

▶初の戦車連隊、年末までに設立を計画——戦車60輜で構成(19日付け *Tha Star*)。

21日 ▶労使関係法と労働組合法の修正案、下院に上程——労働争議権への規制強化、労組結成・加入を禁止される公務員の範囲拡大、組合資金の政治目的への使用禁止など(資料参照)。4月14日成立。5月30日発効。

24日 ▶MTUC、労働2法改正に抗議行動決議——特別代表者会議は、①政府・法定機関の MTUC 代表に引揚げを要請、②MTUC 評議会にストを含む総の抗議行動をとる権限を付与、③ILO に提訴、等を決議。

25日 ▶79年の治安活動の成果——Haniff Omar 警察長官によると、①マ・タイ国境で共産ゲリラ根拠地数カ所を破壊、ゲリラ側死者37名(78年33名)、②半島部ゲリラ死者42名(78年29名)、サラワク4名、③共産党地下組織メンバー・支持者418名を拘留。

26日 ▶フセイン・スハルト会談——クアンタンで。27日フセイン首相は、①両者は、ベトナムが中・ソの影響を受けたくないという原則を承認すれば、インドシナ問題は早急に解決される、と信ずる、②大陸棚境界図刊公の意図をスハルト大統領に説明したが、マ政府はいかなる当事国とも話し合う用意がある、と語った。

27日 ▶KL Clearing House 社設立に調印——KL 商品取引所設立に伴い、全ての契約の登録・清算・保証業務を行う。授權資本500万リング(International Commodities Clearing House 社30%、マ地場銀行4行52%、外資系銀行3行18%)。

30日 ▶クランタンの第26代スルタン即位。

31日 ▶丁滋錫韓国商工相訪マ——4月1日、フセイン首相、マハティル副首相と会談、対マ投資と直接貿易の拡大、ゴム・パーム油の輸入拡大を希望する旨語った。

▶大陸棚境界問題——モクタル副外相の下院答弁によれば、これまでにシ・イ・タイの3国が異議を表明。4月9日、外交筋はベトナムがこの問題での会談を既に公式に提案したことを明らかにし、同16日、比外務省も、3月にマ政府に公式に抗議した、と声明。

## 4 月

1日 ▶聖戦戦士団 (P. A. S.) 幹部, 再度記者会見——回教党のクダ州連絡委員 (前同州議員)。警察本部は2日, P. A. S. 幹部5名を国内治安法で既に逮捕, と発表。

▶食品価格値下げ——パン (12オンスで11%), コンデンスミルク (6~14%), ビール (大塚で20センの値上げ) など。5月2日には KL 等でコーヒー, 紅茶 (20%), その他飲料が値上げされた。

5日 ▶クダ州議会補欠選挙 (Bukit Raya 区)——回教党州議員の死亡による。有権者総数1万6618名。Umno 6801票, 回教党6732票, 無効75票, 投票率81.3%。

6日 ▶伊藤忠, リンギ建てインパクト・ローン導入——1000万米ドル相当。マ通貨による資金調達は初めて。(中央銀行が認可せず実現しなかった。)

9日 ▶MTUC, 抗議行動をめぐり動揺——9日に全国ピケ (4月21日実施を計画) を決定したが, 18日にはピケ延期と, ラーマン元首相への斡旋依頼へ方針転換。公共部門労組がピケに反対している。

▶土地・家屋の価格上昇——業界の推計では, 78~79年に50%, 80年にも20~30%の見込み。

11日 ▶79年の外資工業投資——劉副商工相によれば, 計100件, 8.55億リンギ。国別では韓国8710万リンギ, 日本2007万リンギ, 香港2007万リンギ, 米国1820万リンギ, 西独1215万リンギなど。

▶原住民への住宅割当て制——副住宅・地方政府相の上院答弁によれば, ほとんどの州政府が民間開発業者に最低30%の原住民への住宅供給割当てを課している。

12日 ▶南タイで共産ゲリラの報復——消息筋によれば, 同地での掃討作戦終了 (80年2月) 後, 作戦に協力した村長5名が殺されたという。

15日 ▶ブリキ生産でマ・シ・日合弁会社設立——Syarikat Sador Timah Malaysia Sdn. Bhd. Pasir Gudang に年産9万トンのプラント建設 (現在国内需要6万トンを全量輸入)。マ側3社 (Fima, ジョホール SEDC, MMC) 51%, シ側3社15%, 日本2社34%。

▶上院休会——14法案成立。以下は主要な法案。労働組合 (修正) 法, 労使関係 (修正) 法: 資料参照。

雇用積立基金 (修正) 法: 加入者は認可企業または連邦・州政府機関の建設した低価格住宅の購入に, 積立金の一部を引出しうる。

商品取引法: 商品取引所の設立と先物取引の規制。

78年補正歳出案: 5356万1194リンギ。

78年第3次補正予算: 3084万5769リンギ。

マ・ハイウェイ公社 (設立) 法案。

16日 ▶Petronas 社の内部留保——マハティル副首相

の上院答弁によると, 79年3月現在で20億リンギ超。

▶製材の輸入税 (15%), 課徴金 (15%) 撤廃へ。

17日 ▶BA 取引きに新ガイド・ライン——中央銀行が通達。①中銀の再割引率を5.2%から5.7%に上げる, ②市場で直ちに再割引される有名企業のもの, 資産状態の疑わしい企業のもの, 「人為的に」振出されたものは中銀で再割引しない, ③各金融機関に対する再割引限度枠を設定する。5月5日より実施。

18日 ▶ブレム首相, 訪マ——19日にフセイン首相は, ①タイへの月10万トンのディーゼル油供給に合意, ②カンボジア難民問題での国際会議開催というタイの提案を支持, ③タイは, ベトナムからの中・ソの影響力排除という構想について, Asean でさらに協議が必要と考える, ④国境協力について意見の相違はない, と語った。

19日 ▶1次産業技術使節団, 中・韓・日3国訪問へ。

21日 ▶南北ハイウェイ計画——ヴェル公益・建設相は, 5年以内にジトラ〜ジョホール・バル間に新ハイウェイ建設, と発表。全長450マイル, 総工費25億リンギ。

22日 ▶農業開発地域内で土地売却の動き——西部ジョホール農業開発事業 (90万エーカー) 地域内で, インフラ整備に伴い土地価格が上昇 (域内辺地でエーカー当たり200~500リンギから5000リンギへ) したため, 既に農地2万3375エーカーが売却された。

23日 ▶インドネシア労働者の非合法入国——ジョホール州の農園では非合法入国したインドネシア人2~3万名が就労中といわれる。農園側は深刻な労働者不足緩和のため, 労働許可書の下付を要請したが, 政府は拒否。

24日 ▶石油製品小売価格値上げ——25日より実施。初めて半島部, サバ, サラワクの価格を統一。

	プレミアム	レギュラー	ディーゼル	灯油
新価格	88.9¢/l	84.0	35.6	35.2
旧価格 a	81.2	73.7	28.6	28.6
b	75.2	64.7	27.7	26.4
c	73.7	64.0	27.1	26.4

a は KL, b はコタ・キナバル, c はクチン。左記以外の地点は輸送費が加算される。調理料ガス (32ポンド) も a 14.9リンギ, b 20.4リンギ, c 17.6リンギから16.6リンギに変更。マハティル副首相によれば, 値上げに伴う政府補助金・補償金増加額は2.97億リンギとなるが, これは原油輸出税25%の賦課により相殺される。

25日 ▶200哩経済専管水域施行を布告。

26日 ▶雇用法改正案を発表——適用対象の拡大, 超勤手当で増加, 有給休暇の増加など。MTUC は5月23日, 有給休暇の一層の増加, 解雇・退職手当の規定新設など31項目の修正要求を行い, マ使用者連合 (MEF) は5月27日, 改正は実行不可能と表明。

## 5月

1日 ▶バハン州開発公社など再編成へ——対象は州政府の8機関。業務の重複・競合などの弊害による。

▶海軍拡充計画——Mohamed Zain 海軍参謀長によれば、①兵員を現在の7000名から83年までに1.5万名に増加、②7月に西独で補給艦(4000トン)が進水、③掃海艇と長距離コルヴェット艦4隻の購入を検討中。

2日 ▶ADB 第4次計画に5億米ドルの借款約束。

4日 ▶Petronas, 3社と生産分与協定調印——3社はPetronas Carigali (Petronasの子会社), Oceanic Exploration and Development Corp., B. P. Petroleum Development Ltd.。同時に上記3社はサバ州沖探査のための共同操業取決めに調印。

8日 ▶グエン・コ・タク外相, 訪マ——フセイン首相, リタウディン外相, ガザリ内相と会談。11日、①カンボジア問題は存在しない、②地域の平和・安定・協力への脅威の源は北京である、と語った。

9日 ▶ハーキュリーズ PC-130, 2機引渡し。

10日 ▶崔圭夏韓国大統領, 訪マ(1日)。

11日 ▶シッティ外相訪マ(リタウディン外相と会談)。

▶住宅用地への地目転換凍結——スランゴール州政府は民間からの10エーカー以上の転換申請を既に凍結。

12日 ▶タイ・マ総国境委員会開催——終了後ガザリ内相は、①合同作戦と合同情報パトロールで攻勢をかける、②国境地帯での社会・経済協力に重点を置く、の2点で合意した、と語った。

▶フセイン首相, 訪シ——リー首相と会談。13日に共同声明発表: ①政府間委員会設立に原則的に合意、②第2のコーズウェイ建設の可能性検討に合意、③航空協定交渉再開に合意、④シ政府は転出を計画中の産業にマレーシアへの転出を奨励する、⑤シ政府は、シンガポール内のマ海軍施設隣接地に対するマ側の要請を好意的に考慮する、など。

13日 ▶ベトナム新提案——フセイン首相はシンガポールで、①ベトナムはカンボジア問題で提案を行い、バンコクは若干の反応を示した、②Aseanはタイの主権と領土保全が守られる限り、満足。タイは、もしベトナムがカンボジアから撤兵すれば満足であろうし、それがAseanの立場でもある、と語った。

14日 ▶国連錫会議終了、第6次国際錫協定不成立。

15日 ▶Cuepacs, MTUC に最後通告——30日間の期限つき。ジャマルディン Cuepacs (公共・公務部門組合会議)書記長によれば、①CuepacsはMTUCの再組織と規約改正大会開催を要求、②要求が容れられなければ、MTUC内の公共部門12単組はMTUCを脱退、③Cue-

pacsは公共部門の労働運動を内外で代表する意向。

16日 ▶戦闘爆撃機購入——国防省筋によれば、最近マクダネル・ダグラス社よりスカイホークA4-Lを88機購入。最初の引渡しは81年半ばで22機。

17日 ▶Berjasa 国民戦線に加入。

20日 ▶原油価格, バレル1米ドル値上げを通告——6月1日より実施。

▶セメント製造で韓国企業と合併設立に調印——ペラ州開発公社40%, Hyundai International Incorporation 60%。開発公社の出資比率は操業開始後5年で51%, 90年までに70%に引上げ。年産120万トン。

21日 ▶MCA と SUPP, 協力に原則的に合意。

22日 ▶Kenyr 水力発電所——NEB と Hyundai Construction の間で建設契約に調印。85年完成予定で発電能力400 MW。

23日 ▶第4次計画への日本の借款——訪日中のラザレイ蔵相は、竹下蔵相と会談後、借款の規模は第3次計画と同じ10億リングぐらいになろう、と語った。

▶輸銀, 借款に調印——LNG プラント建設資金として250億円を限度とするアンタイト・ローン。

24日 ▶サバ州補欠選挙——Berjasa 州議員2名の辞任による。Sugut 区: Berjasa 1481票, 無所属410票, 投票率42.7%。Kemabong 区: Berjasa 2007票, 無所属511票, 投票率66.5%。

25日 ▶回教党, P. A. S. 幹部2名の党員資格停止——P. A. S. 参加を自白した2名。

26日 ▶民間で初の社債発行——Arab-Malaysian Finance Bhd. 社が発行。7年もの計2000万リングで表面利率8.5%。マーチャント・バンク4行が総額引受け。

27日 ▶マ・東独, 通商協定に調印。

▶商工省, 原住民留保株の譲渡を中止——多数の原住民会社・個人による非原住民への転売が判明したため。

▶2輪車の国産化率引上げ計画発表——現在の10%を82-83年30%, 84年45%, 85年60%に引上げる。

28日 ▶トレンガヌ沖天然ガス, 近々採掘開始——Petronas と石油会社1社が共同で採掘。同ガス田の埋蔵量は国内最大の規模を持つと言われる。

29日 ▶公務員給与引上げ発表——対象は軍・警察を含む71万5318名。引上げ率は14~28%。年5.94億リングの支出増。7月1日より実施。

30日 ▶第3回原住民経済会議開催——6月1日閉会。216項目の決議を採択。主なものは①NEPの原住民参加目標を30%から51%へ引上げる、②政府機関保有の株式を購入原価で原住民に売却する、など。①についてマハティール副首相は、実行可能でさえあれば、目標の修正にやぶさかでない、と語った。

## 6 月

3日 ▶最近の Umno 支部役員選挙結果——114支部中10支部で支部長交替, 2支部未定, 執行部解散1支部。

4日 ▶サラワク, 木材のロイヤルティと輸出税引上げへ——ロイヤルティはマングローブ等を除き50%引上げ, 原木輸出税は5%から10%へ引上げの意向。

5日 ▶ダンロップ (英) 社株に極東より大量の買い。

7日 ▶Usno, 次期州総選挙で新党2党と協力——2党は United Pasuk Nunukragang National Organization (カダザンの政党) と Sabah Chinese Consolidated Party. Berjaya 打倒が目標。

9日 ▶国会再会——下院6月9日~20日, 上院6月23日~27日。

▶クランタン州で砂糖不足。

▶80年代の Pernas の方針——同社の宣伝冊紙によれば, ①80年代を選挙的拡張の時期とし, 製造業と資源関連産業に重点を置く, ②資源関連分野では外資企業の資本取得の努力を継続する。

10日 ▶Gonzalez IV 陸軍演習開始——ペラ州北部, クダ, プリス, クランタンの3州で6月24日まで。防禦に重点を置いた演習で8個旅団, 5万名が参加。

11日 ▶Berjaya, 党役員に森林を分配——林民行党書記長は下院で, サバ州政府が約80万エーカーの森林地を2万1200名の Berjaya 党員に分配したことを明らかにした。これに対しアブドラ副法相は, 土地贈与は州政府の専決事項であり, 適正な手続による限り違法とは言えない, と答弁。

▶物価関係補助金——ラザレイ蔵相の下院答弁によれば, 80年は総額9.84億リング。主なものはディーゼル・灯油3.48億リング, 輸入調理油・ガソリン・ディーゼル・灯油2.70億リング, 農水産部門2.71億リング, ルトン精油所 (シェル) 0.2億リングの見込みという。

12日 ▶ハルン前スランゴール州首相, Umno 青年部長選挙に立候補受諾——現在汚職事件で服役中。

13日 ▶第6次国際錫協定交渉打開の途——国際錫理事会のピーター・ライ執行議長は, 選択肢は①全ての生産国と消費国の参加, ②協定からの米国排除, ③生産国と若干の消費国による協定, ④生産国のみのおベック型の協定の4つである, と語った。

▶錫鉱山6社, 合併に合意——Malayan Tin Dredging ほか5社。国内錫鉱生産の14%を占め, また各社の資本の30~40%をMalayan Mining Corp. 社が所有。

21日 ▶クアラ・ランガットの錫開発で合併企業設立——Kuala Langat Mining 社。発行資本3000万リング。Malayan Mining Corp. 35%, 州政府資本の Kumpulan

Perangsang Selangor 65%の合弁。初期投資2億リングで85年には生産開始の計画。クアラ・ランガットの錫推定埋蔵量は200万ピクル。

▶州政府の再組織——ラザレイ蔵相は, 来月から州政府行政議員を常勤職とし, 開発事業に専心させるよう, 各州首相に指示した, と語った。

23日 ▶国内石油会社の資本再編——劉副商工相の上院答弁によれば, 石油会社は資本再編成計画を外国投資委員会に提出するよう指示されている。現在の資本構成は Shell (M) Trading Sdn. Bhd. (払込資本1.5億リング) 英国資本の完全所有。Esso Malaysia Bhd. (6200万リング) 原住民1.8%, 米国資本73.8%, その他公開。Mobil Malaysia Sdn. Bhd. (210万リング), Caltex Oil Malaysia Ltd. (1070万リング) 米国資本の完全所有。BP Malaysia Sdn. Bhd. (3000万リング) 英国資本の完全所有。

24日 ▶海綿鉄合弁プラント設立——サバ州政府と Daewoo Industrial Co. Ltd. (韓国)。3.25億リングを投入してラブアン島に年産60万トンのプラント建設。

25日 ▶第13回 Asean 外相会議——KL で開催。フェイン首相は開会演説で, ①ベトナムのタイ領武力侵入を無責任かつ危険な行為と見なす, ②政治的解決が見出されねばならず, マレーシアはベトナムとの対話を継続する, と述べた。会議は同日, ベトナム非難の共同声明を発表, 26日には, カンボジア問題に関する国際会議開催の要請, 民主カンプチア政府承認の再確認などを謳った共同コミュニケを発表した。27, 28日には Asean とニュージーランド, 日本, 米国, カナダとの対話が行われた。

▶N. スンピラン州開発公社, 子会社売却——同公社の資本参加整理の一環として子会社6社の株を原住民に売却。一時は同公社が所有または資本参加した企業は40社に及び, その多くが多額の損失を計上していた。

▶Besut 灌漑計画——ほぼ完成。計画地域1.2万エーカー中, 1.05万エーカーで2期作実施。

27日 ▶上院休会——13法案成立。以下は主要な法案。雇用 (修正) 法  
国会議員 (報酬) 法: 閣僚・国会議員等の給与・手当引上げ。

判事報酬修正法: 裁判官の給与引上げ。

79・80年開発補正予算: 79年5億9810万リング, 80年1億2680万リング。

婚姻・離婚 (修正) 法: 非回教徒について規定。

28日 ▶P. A. S. メンバーさらに5名, 国内治安法で逮捕——全て回教党员。



## 7月

1日 ▶公共部門労組, MTUC 脱退を開始——郵政現場職員組合を手始めに7月中旬に6組合が脱退, これに伴い Narendran MTUC 首席副委員長などが MTUC の役員を辞任した。

▶第4次計画の住宅建設目標——ラムリ副住宅・地方政府相によれば, 公共部門が主に低所得層向けに44万戸, 民間部門が中・高所得層向けに56万戸建設を計画。

3日 ▶Umno 青年部・婦人部大会——開会にあたりマイティル首席副委員長(副首相兼商工相)は, ①回教徒のイスラムへの再改宗が必要との議論は承認できない, ②Umno の統一の原則は, 半島部の全マレー人回教徒を統一し, Umno の目標に反対しない, 全ての他のマレーシア公民と協力することである, と述べた。青年部長にはスハイミ現部長が198票で再選(獄中のハルン元部長は154票, ハン・トゥア7票)され, 副部長にはモクタル副外相が無競争再選。婦人部長にはアイシャ現部長が無競争再選, 副部長にはラフィダー副蔵相が224票で初当選(ザレハ135票)。

4日 ▶Umno 党大会——KL で2日間。冒頭フェイン党首は, ①第3次計画(76~80年)で年平均実質成長率約8.5%を達成, 貧困世帯の比率を75年の44%から80年の34%に, 失業率を同じく7%から6.1%に引下げた, ②第4次計画(81~85年)では, 農業部門の現状改善計画・基礎的便益の提供, 公営企業の経営改善, 政府の委託保有株式の原住民への譲渡, 政府, ことに州・郡レベルの計画実施能力の増強, 等に重点を置く, ③国防力強化のため, 兵器近代化, 将兵増員, 通常・非常戦闘能力の向上, ジェット戦闘機の増強, 海軍基地の増設, 等を行う, と報告した。大会は第3回原住民経済大会の決議を全面的に支持する, 等の決議を採択した。

8日 ▶マ・シ航空協定交渉妥結——交渉は7日よりシンガポールで, マ側李三春運輸相, シ側王鼎昌交通相を团长として行われ, 8日, ①SIA のベナン寄港, ②MAS, SIA の広胴機種導入, ③KL~シ路線での両社の乗客定員の増加, 等の秘密了解覚書に仮調印した。

▶ブルネイの Hassnal Bolkiah スルタン公式訪マ—5日間。マ国王の即位式典列席のため。ブルネイのスルタン父子の訪マは約20年ぶり, といわれる。

▶リタ外相, インドのヘン・サムリン政権承認に失望を表明。

10日 ▶価格統制品目, 増加——バター, チーズ, 糲粉, 輸入の果実・肉・家禽・鶏卵など計25品目を追加指定。

▶Tuanku Ahmad Shah, 第7代国王に正式に即位。

12日 ▶自動車組立てプラントの新規設立を凍結——標

準部品の生産拡大のため。製品系列・型式数の制限も検討中。現在までに組立てプラント18件が認可され, 16件が操業。乗用車19系列109型式, 商用車19系列149型式, 2輪車4系列14型式が組立てられている。

16日 ▶パーム油価格の下落——トン当り国内価格は2月の1104リングを頂点に7月820リング台まで下落。業界筋は対ソ穀物輸出禁止を要因としている。この結果, Felda 入植者の月収は従来の600~1000リングから低下し, 350リングになった世帯もある。

22日 ▶ドゥンスタン, SNAP 委員長を辞任——5月26日に駐ニュージーランド高等弁務官に任命されたため。この結果, 中執委議長代理にモギー書記長が選出され, 委員長の任務は中執委が共同で遂行することに決定。(資料参照)

▶南タイで回教徒ゲリラ等の掃討作戦——タイのプラトゥアン内相が現地を訪問。タイ政府軍はゲリラに拉致された7名の人質救出のため約1000名の兵員を投入している。なお8月1日のAFPによれば, パタニ連合解放機構(PULO)の軍事指導者は, リビア, シリア, サウジ等の援助を受けていることを確認した。

25日 ▶ダンロップ社株の買付け問題——このほど英政府は Dunlop Holdings 社の要請に応じ, 極東から同社の株を大量に取得している者の身元調査のため監察官2名を任命。この極東からの買付けは2月に開始され, 7月には同社株の約20%, 9月末には30~35%(ダ社は26%未満と主張)が取得された模様。2名の監察官は9月20日前後にマレーシアで Goodyield Plaza 社経営陣と会見し, また GP 社の側はダ社株の5.35%を取得済みと発表した。業界筋は大買付けの主役はガフェール・ババ(Umno 副委員長)と見ているが, 同氏は GP 社株の52.9%を支配している。

26日 ▶イスマイル・アリ中央銀行総裁退任——新総裁にはアジズ・タハ副総裁が昇格。

27日 ▶林蒼佑民政党党首, 委員長選挙不出馬を声明——一年齢(61歳)を考え, 後進に道を譲るため, と語る。

29日 ▶ADB 借款——クランタン州 Semarak-Kemasin 農業復興事業(16.8万エーカー, 総額7.5億リング)に対し1.2億リングの借款をこのほど認可。

31日 ▶サバ州の天然ガス事業——サバ州政府, ペトロナス, シェルの3者は, 同州沖の3油田から日量6000万立方フィートのガスを20年間にわたり同州政府に供給する, との取決めに調印。投資総額10億リングの見込み。

▶パハン州政府の住宅政策——住宅開発業者に対し, 原住民に留保された住宅の他種族への売却を既に禁じた, という。

## 8 月

1日 ▶石油減産政策——ペトロナス社は3カ月前から①生産量削減、②新油田開発の延期、等の減産政策を実施。生産量は日量30万バレルから28万バレルに低下、今後約25万バレルまで減らす方針。

▶短期金利、急騰——コール市場の翌日物の金利が一時的80%（通常5～8%）に急騰。

2日 ▶MIC 党大会開催——PJで2日間。ヴェル委員長代理は、①インド人の法人部門参加促進のため貸付基金1億リングを設立、②新規設立企業の株の10%をインド人に留保、③大学入学者の少くとも10%をインド人とする、等を政府に要求した。

5日 ▶マ・タイ国境でタイ民間人を誤認射殺か——ペラ州州首相は、マ保安隊が7月25日にKrohの東で共産ゲリラ4名を射殺と発表。一方、タイの国内紙は4名がタイのゴム採液人であり、誤殺と報道した。

▶インドシナ難民——国内滞在者数は1万9999人となり、78年9月以来初めて2万人台を割った。1～7月の第3国への出国者は2万6000人、2～7月の入国者は8368人。

▶一定樹種の原木輸出枠を拡大——1.5%から2%へ。これによる年間の原木輸出増分は3万トン。

▶ペナンの米系電子産業で操業短縮の動き——海外、とくに米国市場での電子部品需要の低下による。

10日 ▶国債発行——3年償還（年利6%）1億リング、5年もの（6.35%）1.5億リング、9年もの（6.85%）5億リング、20年（8%）7.5億リングの計15億リング。25日締切の時点で約2.02億リングの応募超過となった。開発資金に充当される。

15日 ▶石油製品値上げ発表——16日実施。KL, KK, クチンのリットル当り新価格は、プレミアム・ガソリン102セン（KK, クチンは100セン）、レギュラー・ガソリン97セン、ディーゼル油39.6セン、灯油39.6セン。調理用ガス（11.4キロボンベ）は18.5リング。これに伴う政府の補助・補償金は年6.37億リングから6.574億リングに増加。（従来の価格については4月25日参照）

16日 ▶民政党大会開催——ポート・ディクソンで17日まで。委員長には林敬益ペラ州行政議員が325票で当選（梁棋祥1次産業相268票、保留39票、無効7票）（資料参照）。大会は、①林蒼佑前委員長を党終身顧問、終身中央委員とする、②次期総選挙での同党の議席数増加を要求する、③マレーシア人統一政策の積極的実施を要求する、など19項目の決議を採択。大会後、林敬益新委員長は、前委員長の定めた路線を維持する、と語った。

18日 ▶連邦裁、Usno 副委員長に減刑判決——ズルキ

フリ副委員長の公的機密法違反4件に対し計5000リングの罰金刑（高裁では計1.2万リング）を宣告。この結果、同副委員長のサバ州議会議席は維持される。

20日 ▶マ・タイ海軍合同演習——27日まで。マ海軍から10隻、タイ海軍から5隻の艦艇が参加。

▶ブルネイ・マレー人商議所使節団、訪マ。

21日 ▶石油確認埋蔵量——ペトロナス社幹部によれば18億バレル（同社は80年4月に従来の10億バレルを14億バレルに訂正していた）。また天然ガスの埋蔵量はBTU換算で石油の3倍以上。

▶金京衍北朝鮮副首相、訪マ——26日まで。到着に際して、カンボジア問題に関するAseanの立場を支持する、と述べた。フセイン首相、ムサ商工相代理等と会談。

22日 ▶ムサ商工相代理、砂糖退蔵に警告——8月中旬以来の国内各地における砂糖不足の頻発に対し、①1～7月の精糖生産量は28万9868トン、同販売量は29万4962トン、②この間の月平均消費量は3万トンから4～4.5万トンに増加したものの、消費量は供給の枠内にある、③業者の退蔵には激罰で処する、と声明した。

24日 ▶南タイの治安作戦——タイ政府軍はTrang県などでこれまでに叛徒の根拠地3カ所を破壊、叛徒側の死者は20名となった。一方、Songklaでは回教徒分離派と見られる武装集団が8月21日に仏教徒村民17名を拉致。

26日 ▶マ共の回教徒組織——Mohamed Amin 副警察長官によれば、マ共第10連隊は回教徒組織 Persatuan Persaudaraan Islam を設立、支持獲得を図っている。

27日 ▶電子産業労働者の転職率と賃金——民間の調査によればペナンの自由貿易地区内の同部門の転職率は年間33～89%、日給は5～7リング。

▶マハティル副首相、保護主義を批判——第11回国連特別総会の席上、現在の不況の主因は工業国の国民の極度の無気力と怠惰であり、保護主義的政策の実施は効率を損い、成長を制約する、と述べた。

28日 ▶マレーシア回教青年運動（ABIM）大会——31日まで。①「回教銀行」設立、②労働者、農民、都市の公有地占拠者への不当な圧迫除去、③世界の少数派回教徒の闘争支援、④イランの回教政府支持、などを決議。大会には林吉祥民行党書記長も招待されて出席した。

29日 ▶半島部のバス・タクシー料金値上げ発表——9月1日実施。都市バスは最初の1マイルが15セン（従来10セン）、タクシーは初乗り1マイルが70セン（60セン）、以後0.5マイル毎に30セン（20セン）等。さらに一定のトラックの道路税が25%引下げられる。9月1日、バス業界はこの提案を拒否。

## 9月

1日 ▶サラワク原住民統一党、党大会——2日までク  
チンで。(資料参照)

▶サラワク州政府、連邦の人事を批判——ラーマン州  
首相は、最近連邦政府が州政府の事前の同意なしに役人  
を派遣・任命している、と不満を表明した。

2日 ▶フセイン首相、インド訪問——3日、ガンジー  
首相と会談、4日～8日の英連邦アジア・太平洋地域首  
脳会議に出席。9日帰国して、①ヘン・サムリン政権の  
国連議席獲得工作にインドが大きな役割を果たさぬよう  
希望する、②Aseanはカンボジア問題で新たな解決方式  
を検討中である、と語った。

3日 ▶民間部門の賃上げ問題——マ使用者連合(MEF)  
は、最近の労働側の賃上げ要求に対し、労働協約の期限  
満了前改訂と特別物価手当を支給を拒否、と声明。

6日 ▶インドネシアとの合同空軍演習(9日まで)。

7日 ▶世銀借款——クランタン州の入植事業に2500万  
米ドル、マ農業銀行の事業拡張に3000万米ドルをこのほ  
ど認可。ともに4年据置を含む17年返済、年利9.25%。

8日 ▶サラワクの共産ゲリラ、農民を殺害——同州第  
1区でゲリラ5名が農家を略奪後、農民1名を殺害。

9日 ▶田中通産相、訪マ——3日間。10日フセイン首  
相、マハティル副首相、リタウディン外相と個別に会談。  
マ側は鈴木首相を招待したほか、水力発電と石炭の開発  
への協力、エネルギー集約産業の対マ投資、Aseanの工  
業製品への市場開放等を要請した。田中通産相は、エネ  
ルギー問題の解決、中小企業育成、工業製品輸出の拡大、  
人的資源の開発の4項目の協力案を説明した。

12日 ▶労働者銀行の経営不振——資本金1280万リンギ  
(MTUC 75%)に対し、75年設立以来の累積赤字は79年  
6月末現在で1050万リンギにのぼると見られる。

15日 ▶内閣改造——副首相・商工相、蔵相、教育相、  
内相、外相などは留任。大臣3名(カディル土地・地域  
開発相、ハムザ法相、サマッド文化・青年・体育相)、副  
大臣3名(アフマッド副内相、ラムリ副住宅・地方政府  
相、アリ副運輸相)が辞任、副大臣2名(ラフィダー副  
蔵相、モクタル副外相)、政務次官2名が昇格、また法  
務省は総理府内の一部局となった。(資料参照)

▶Sheikh Jaber クウェート首長、訪マ——5日間。  
国王、マ政府首脳と会談。東南アジア、中東情勢につ  
いて意見を交換、クウェートのマ経済開発への参加分野を  
検討した。

16日 ▶独立大学有限会社、政府を憲法違反で告訴——  
①独立大学設立請願の政府による拒否は、憲法に違反し  
無効である、②同社は憲法により大学設立の権利を持つ、

等の宣告を求めたもの。

▶サラワクのマ語政策——沈慶鴻州首相代理は、施設  
と教員の不足によりマ語政策が遅れており、今後さらに  
5年間は英語を引続き公用語とする、と述べた。

17日 ▶Padang Terap 精糖会社に連邦の救済融資——  
7700万リンギ。同社は甘蔗栽培から精糖までを手がける、  
最大の一貫精糖会社でクダ州開発公社が56%出資。

18日 ▶5国合同演習再開へ——フレイザー豪首相は、  
豪、ニュージーランド、英、シ、マ5カ国が合同演習再  
開に同意したことを明らかにした。

19日 ▶南タイの共産ゲリラ掃討作戦——タイ保安隊の  
8月21日～9月17日の掃討作戦により、マ共側に死者7  
名、捕虜4名の被害を与えた。

20日 ▶林吉祥、Esso が秘密裡に超過生産と主張——  
民行党機関紙上で、①Esso Production Malaysia 社が  
79年8月、トレンガヌ沖油田で秘密裡に日量5.8万バレル  
(契約では3.5万バレル)を生産、①これを知ったペ  
トロナス社は何の措置も取らなかった、として政府の調  
査を要求。23日エクソン本社はこれを否定。

22日 ▶金融逼迫——過去1、2週間に商業銀行の貸付  
利率は10～11%の水準から11.5～12%に、1年もの定期  
預金利率は6.75～7%から8～8.5%に、また銀行間の翌  
日ものの金利は2～4%から約10%に上昇。但しプライ  
ムレートは7.5%の水準を維持している。

▶トレンガヌ州で海綿鉄プラント計画——重工業公  
社、州経済開発公社、外資の合弁で当初投資5億リンギ、  
年産60万トン、84年か85年完成の計画。

24日 ▶第4次計画で国防省に98億リンギ割当て——装  
備購入、施設整備のため。第3次計画の国防・治安部門  
開発支出修正目標は37.8億リンギ。

25日 ▶Dr. Syed Husin bin Ali 釈放——74年12月国  
内治安法により拘留(当時マラヤ人民社会党書記長)。

26日 ▶回教党党大会——KLで3日間。①Utusan  
Melayu グループの新聞ボイコット、②統治者会議に回  
教布教活動の阻害を抑えるよう要請、③タイ政府の南タ  
イ回教徒抑圧に遺憾の意を表明、④ISAにより拘留中の  
党員の無条件釈放、など20決議案を採択。

29日 ▶第4次計画の重工業プロジェクト——マハティ  
ル副首相によれば、海綿鉄(5億リンギ)、セメント(ペ  
ラ州2件、パハン州、クダ州各1件、各3億リンギ)、  
アルミ精錬(ピントゥル、6億リンギ)、鋼板(4億リン  
ギ)、金属加工(6000万リンギ)、軽機械など。

▶Umno、イランの回教諸国特使受入れ拒否に遺憾の  
意を表明。

▶ゴム植付面積増加へ——第4次計画で年12万エーカー  
の新規植付を計画(従来4～5万エーカー)。

## 10月

1日 ▶砂糖値上げ——1カティ当り半島部で65センから75センへ、サバ・サラワクで70センから85センへ。

▶リタウディン外相、国連総会でカンボジア問題解決のため国際会議開催を要請。

4日 ▶マ国会議員代表団、初の訪中——翁毓麟上院議長以下8名。7日ウランフ全人代副議長、8日趙紫陽首相と会見。

▶民政党幹部、私立大学設立を提案——吳清徳同党中央委員（副運輸相）は、種族・信条の如何を問わず全ての者を受入れ、全国教育政策の枠内で運営される私立の「ラ・サール大学」の設立を提唱。10月12日、モクタル文・青・体育相は私立大学は不必要、と語った。

6日 ▶4国合同空軍演習——4日間。マ・シ・豪・ニュージーランドの空軍が参加。英国は参加しなかったが、外交筋は、5カ国防衛協定再生の一環と見ている。

▶ピントゥル尿素計画、合併取決めに調印——Asean Bintulu Fertiliser Sdn. Bhd. の払込資本は2億リンギ。出資比率はマ60%、イ・比・タイ各13%、シ1%。総経費3億米ドルの約70%を借款で調達する計画。

▶マハティル副首相、訪韓——6日間。南恵裕首相、申秉鉉副首相等と会談、貿易関係拡大、エネルギー集約産業・自動車再生・冶金等への投資を要請した。

7日 ▶マ・イ両国、タイに原油4.5万トンを追加供給（80年末まで。比で精油の見込み）。

9日 ▶Esso Production Malaysia 社、林吉祥民行党書記長等を誹謗罪で告訴（9月20日参照）。

10日 ▶国際天然ゴム協定の批准状況——梁1次産業相によれば、①9月30日の批准期限までに生産国ではマ、イ2国（世界輸出の73.6%）、消費国では日本、中国など6国（世界輸入の21.2%）が批准を完了、②批准の意志を通告した消費国は西独、英、仏など7国（世界輸入の21.3%）、③米国は9月に同様に協定批准の意志を通知、④タイはこのほど協定加入に原則的に同意。

11日 ▶連邦土地開発庁の事業——第3次計画では目標の50万エーカー開拓を完成の見込みだが、第4次計画では土地不足のため目標を35万エーカー、入植者3.5万世帯に引下げる計画。事業開始以来6万1040世帯が入植。

13日 ▶国会再開——下院10月13日～12月12日。上院12月15日～1月9日。

16日 ▶「狂信的回教徒」グループ、警察署を襲撃——ジョホール州パトゥ・パハで長剣・蛮刀で武装した白装束の15名が郡警察署、カディ（郡の宗務責任者）事務所を襲撃。襲撃・逃走の過程で15名中8名が射殺され、また警察官等21名、民間人3名が負傷。この集団はカンボ

ジア難民4名（うち1名がイマーム・マーディを自称、また3名は75年に入国）と近隣のマレー人16名で構成され、射殺された8名以外の全員が21日まで逮捕された。

17日ガザリ内相は、①事件は局地的なものであり、②種族紛争と見てはならない、と語り、21日マハティル副首相は、教義逸脱者を除くため、ダフワ（回教布教運動）集団の調査が必要になった、と語った。

▶サバ州政府、木材開発課徴金（立方フィート当り50セン）を一時廃止。

17日 ▶81年予算案、下院上程（資料参照）。

▶初価格補助金、大幅引上げ——ラザレイ蔵相は予算演説の中で、初補助金をピクル当り2リンギから10リンギに引上げ、7月16日に遡り実施する、と発表。消費者米価は据置き。米作農民の差額は3700万リンギの見込み。

19日 ▶大手銀行、プライム・レート引上げ——Malayan Banking と Bank Bumiputra が8.5%へ1%引上げ、同時に預金利率を一律0.5%引上げた。10月末には多数の銀行が居住目的以外の住宅購入への貸付けを中止。

20日 ▶シッティ・タイ外相、訪マ——フセイン首相、ガザリ内相、リタウディン外相と会談。21日両外相は、カンボジア問題解決にシアヌーク殿下が建設的役割を果たしうる、と語った。

21日 ▶貿易外収支の改善策——ラザレイ蔵相は、①サービス輸入の代替、同輸出の拡大の政策を2段階で実施、②海運運賃と保険への粗支払いは現状では80年に約23億リンギ、85年に55～60億リンギの見込み、と語った。

23日 ▶KL 商品取引所開設——当面パーム油の先物取引の実施。

24日 ▶国際天然ゴム協定、暫定発効——23日に米国が批准書を国連本部に供託したため、但し米議会では緩衝在庫への拠出金額の決着がついていない。

▶結社登記官、Abim の外国組織への加入を禁止——アヌワール Abim 会長によれば、①結社登記官は10月13日付け書翰で外国組織への加入禁止を指示してきた、②Abim はいかなる外国組織にも加入しておらず、登記官に「加入」の内容について説明を要求している。

27日 ▶マ・タイ地域国境委員会——ペナンで2日間。合同作戦増加の検討などで合意。会議冒頭にマ側代表は1月の合同作戦停止後、共産ゲリラの活動が増加している、と指摘。

29日 ▶マラッカ海峡通航分離制度、81年5月から実施の見込み——沿岸3国専門家グループの見解。

30日 ▶ハルン前スランゴール州首相、人身保護令状を請求——77年6月及び12月に確定した刑期（各2年と4年）は同時に服役され、80年10月29日に釈放されるべきだった、と主張。

## 11月

1日 ▶馬華公会、党大会——KLで2日間。①華人の氏姓・職業団体との対話拡大、②党幹部育成機関の設立、③国の種族構成を反映した公務員採用の確保、④狂信的宗教活動の抑制、等25決議を採択。

▶保険法改正実施——①国内に立地し登録された全ての資産・船舶・航空機は国内で保険をかけねばならない、②自動車保険は保険料払込の時点で発効、等。

▶物価上昇——バス運賃が最初の1マイル15セン（従来10セン）、以後1マイル毎に6セン（5セン）へ、新聞が17～29%、コンデンス・ミルクが13～18%の引上げ。

3日 ▶タイ最高司令部、マ・タイ合同作戦再開の報道を否定（10月27日参照）。

6日 ▶マ・イ総合国境委員会開催——国境地域での社会・経済開発を調整する合同機関の設立に合意。

▶レーガン当選への反応——リタウディン外相は、マ・米経済関係の強化と、カンボジア問題でのAseanの平和実現努力に対する支持継続を希望する、と語った。

▶ニュージーランドとの合同陸軍演習——ジョホール州で14日まで。約2000名が参加。

7日 ▶リタウディン外相、訪タイ——シッティ外相は、ベトナムとの対話継続のためのリタ外相訪越を示唆。

8日 ▶Aliran、登記取消か——結社登記官が、社会改良団体 Aliran に対し、登記を取消されるべきでない理由を示すよう求めていることが明らかになった。Aliran 会長の公務員賃上げ批判（10月9日）が公共の利益を損うとされたもの。

10日 ▶トニー・ストリート豪外相、訪マ——11日、リタウディン外相との会談で、ヘン・サムリン政権承認の意図はないと保証。

11日 ▶ゴム加工産業——マハティル副首相によれば、①79年の国内ゴム製品工業の天然ゴム消費量は4万トン、②現在、ゴム製品製造業者数は約130、再生タイヤ業者数は150以上だが、資本金100万リングギ以上のものは3分の1に過ぎない、③しかし80年代末までに世界最大の天然ゴム加工製品輸出国となることを目標としている。

14日 ▶政府、建設業への外国人労働力導入を拒否——何労働・人力相は、失業率6.1%下での建設労働者不足の要因はホワイトカラー職種選好である、と語った。

15日 ▶ペナン州 Pengkaln Kota 区州議員補欠選挙——有権者総数1万9777人、投票総数1万4800票。林建寿（国民戦線）6839票、張徳發（民行党）6285票、林有進（無所属）1503票、陳基才（無所属）56票。16日、フセイン首相等の国民戦線指導者は勝利は開発支持票による、と評価、一方、林民行党書記長は、プロジェクト83（次

回総選挙でペナン州政府を奪取する計画）の棚上を表明。

16日 ▶徐錫俊韓国商工相、訪マ——3日間。

17日 ▶国際天然ゴム理事会第1回会議——ロンドンで5日間。本部のKL設置、役員人事など決定。

▶Gonzales V 陸軍演習——ジョホール州で13日間。

18日 ▶円・リング直接決済の検討へ——17日からのマ・日経済協議会の席上、マ側は対日輸出の90%が米ドル建て、輸入の約半分が円建てのため為替相場変動の損失を受けやすいとして、直接決済を提案、双方は専門家レベルで研究を開始することで合意。

▶錫、ロンドン市場で安値——トン当り6590ポンドと79年8月以来の安値をつけた。業界筋は世界的不況と米国の備蓄錫放出の動きを要因と見ている。

21日 ▶ペナン州議会、民行党州議員を無期停職に——Pengkalan Kota 区補欠選挙でのラザレイ蔵相の言辭に関する、Karpal Singh 議員の動議をめぐり紛糾し、与党が同議員の無期停職動議を提出、採択された。

22日 ▶KL 高裁、ハルン前州首相の釈放請求を却下。

▶砂糖不足——10月1日の値上げ後も全国的な砂糖不足が続き、21日クダ州南部では小売の販売量が制限され、価格もカティ当り1.05リングギと統制価格を30セン超過。

23日 ▶回教説教師の資格審査強化——今後各州宗務局が回教の知識、宗教上の傾向、教育、政治団体等への加入、犯罪歴等について徹底的に審査。

26日 ▶マラッカ州議会、民行党書記長を問責へ——林吉祥州議員の9月23日の州議会無届欠席を議員特権委員会に付託。与党は当初同州議員の除籍動議を計画。

28日 ▶林吉祥民行党書記長、辞意を表明——①自分に対する悪意あるキャンペーンの展開、最近の Pengkaln Kota 補欠選挙の敗北、ことに立候補者の人選を誤ったとしてその責任を問われている、と理由を語った。

▶ADB 借款——このほ N. スンビラン州農業総合開発事業に対し2000万米ドルの借款を認可。5年据置を含む20年返済、年利9%。

▶マ・タイ国境のマ共ゲリラ——11月1日、6日、12日、23日、28日に Sadao, Yala 等でタイ保安隊と各10名ぐらいのゲリラ部隊が交戦、ゲリラ側に死者12名。

29日 ▶タミール語日刊紙に発行停止処分——Sanusi 副内相は、11月26日付け Tamil Malar 紙が回教中傷の記事を掲載したため、同紙の発行停止を命じた、と声明。同日ペナンでは3000名以上の回教徒が抗議集会を開催。

30日 ▶パーム油価格反騰——梁1次産業相によれば、①国内引渡し価格は2月のトン当り1157リングギから下落したが、10月3日の662リングギを底に反転、11月20日に1014リングギとなった。②反転の要因は米国中西部の旱魃の影響、季節要因によるパーム原油の生産減少。

## 12月

1日 ▶中国、域内の共産党への支援変更か——第1回マ・シ政府間委員会のため来訪したダナバラシ外相(11月に訪中)は「中国はこれ(支援)をAsean 諸国との関係を気まぐずしている問題とする見方に従来よりも傾いている、との全般的な印象を受けた。」と語った。

▶電力料金値上げ——家庭用では消費電力が月48単位以下の場合(消費家庭の半数以上)は僅な値下げとなるが、100単位付近で9~8%, 300単位以上で40%以上。

▶フセイン首相、約2週間の休暇——13日マハティル副首相により、診療のため渡英したことが確認された。

▶専門・管理部門の公務員の組合加入・結成禁止——労働組合改正法第27条(1)及び(2)の発効による。公共・公務部門組合会議は官房長官との会談を要求。

2日 ▶国内製鉄部門、20~50%の生産削減——業界筋は外国企業の棒鋼ダンピングのため、としている。

4日 ▶林吉祥、民行党書記長に留任——中央執行委員会が全会一致で辞表を却下したため。曾敏興委員長は、反林キャンペーンに手を貸した党员数名に厳しい処分が行われよう述べた。なお12月3日に同党のペラ州州議員が政治的見解の対立と党指導部独裁を理由に離党。

5日 ▶民行党の動搖続く——同党の陳徳泉政治局主任(下院議員、マラッカ州議員)は、P. Kota 区補欠選挙敗北のスケープゴートにされているとして離党を声明したが、林書記長の説得により、7日これを撤回。同じく7日ペナン州の党幹部は、P. Dason 州委員長(下院議員)に対する処分を新設の党規委員会に委ねると声明。またジョホール州書記(党中執委)が離党。

6日 ▶原油プレミアム引上げ——各油種ともバレル当たり50米セントの引上げ。12月1日より実施。

7日 ▶政府機関・州政府への貸付条件緩和——来月より、貧困除去事業への貸付は無利子、社会再編事業へは年利最高4%、商業ベース事業はフルコスト等。

8日 ▶ペトロナス社の利益——Abdullah 副総理府相の下院答弁によれば、税引後利益は75年度5000万リング、76年度2.5億リング、77年度6.62億リング、78年度6.74億リング、79年度7.61億リング、80年度22億リング。

▶初等教育の教課内容改正へ——ムサ教育相は、①小学1~3年の授業時間の75%(現在58%)を読み・書き・算数に当て教科書は2冊に減らす②4~5年で他の教科も導入する、③以上を81、82年の試行期間を経て83年から段階的に実施する、等を明らかにした。

11日 ▶米国に備蓄錫の売却中止を緊急要請——梁1次産業相、チャチャイ・タイ工業相、スプロト・イ・鉱業・エネルギー相がKL のでの非公式会議後、共同声明。

12日 ▶下院休会——18法案を可決。以下は主要法案。81年予算案(資料参照)。

80年補正予算案：5億8857万2980リング。

会社設立(州議会権限)(修正)法案：連邦政府に州開発公社の財政監督権を付与。

民間職業紹介所法案：許可制の導入、供託金・手数料などを規定。

▶クウェートのアリ石油相、訪マ——14日ラザレイ蔵相はクウェートがペトロナスの精油所建設(マラッカ、日産15万バレル)に20%の資本参加の見込み、と語った。

▶マ・タイ総国境委員会開催——バンコクで。

13日 ▶全国鉱業法導入を断念——マハティル副首相によれば、州政府が若干の権利の移譲に反対したため。

15日 ▶Sime Daby 社、Guthrie 社株を売却——このほどSD社と子会社の保有するG社株861万6500株(G社の発行株式の27.6%、3.21億リング)を主として国家持株会社(PNB)に売却。

▶1次産品輸出税の課税最低限度額を引上げ——パーム油：トン当たり500リングから508リングへ。黒胡椒：ピクル当たり130リングから170リングへ。白胡椒：同じく160リングから200リングへ。錫：ピクル当たり1200リングから1400リングへ。ゴム：RSS 1号、SMRCV などポンド当たり65センへ。RSS 2、3号など70センへ。

▶蔵相、消費者信用の野放図な拡大に警告。

18日 ▶MTUC 隔年代表者大会——KL で2日間。P. P. Narayanan 委員長、V. David 書記長などを選出。特別代表者大会での規約改正討議、外国人労働者の流入阻止要請、労働者に有害な労働法改正の撤回等を決議。(資料参照)

▶第6次国際錫協定交渉、合意に至らず。

22日 ▶モフタル・イ外相、訪マ——23日の会談後リタウディン外相は、Asean は非同盟外相会議でヘン・サムリン政権に議席を与えることに反対する、と語った。

▶砂糖の販売・在庫制限へ——砂糖を原料に使う製造業者の在庫を2週間分に限り、小売は1人1回2カティ迄とする、と発表。具体的実施を廻り年末に混乱発生。

23日 ▶フセイン首相、訪タイの予定を取消——同首相は18日の帰国以来、公式の場に出ていない。

27日 ▶サラワク人民連合党大会——クチンで2日間(資料参照)。

30日 ▶住宅ローンの指針——中央銀行は、①投機目的の借入れに対する罰則を契約に含める、②つなぎ金融の対象を認可され着工の段階にある事業に限定する、③事業体には住宅ローンを供与しない、等の指針を通達。

▶セメント不足——9月以来不足が著しくなり、統制価格1袋8.2リングに対し闇値は11~12リングに上昇。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 1981年予算演説 | 5. 政党役員名簿    |
| 2. 労使関係修正法   | 6. MTUC 役員名簿 |
| 3. 労働組合修正法   | 7. 大陸棚境界図    |
| 4. 連邦政府閣僚名簿  |              |

### 1. 1981年予算演説 (要訳)

(10月16日ラザレイ蔵相)

80年の実質成長率は予算提出時の予測6.5%に対し、約8%の見込みとなった。政府の投資面でのイニシアティブに応じて民間投資も実質18%以上の著増となろう。経済成長の主動因は製造業、建設業そして政府部門であった。消費者物価指数は約7%の上昇が見込まれる。わが国の経済成長が世界でも最高の部類に属するにもかかわらず、インフレが世界最低の水準にあることは満足すべき事態である。高率のインフレの主因は引続く輸入インフレであり、燃料コスト上昇の圧力も加わった。国際収支は引続き堅調であり、外貨準備は現在までに約10億リンギ増加しており、年末までに1020億リンギに達すると見られる。連邦財政も予想より好調で、経常収支黒字は当初予算の3300万リンギに対し、8.76億リンギになる見込みであり、開発資金借入れの必要が減じた。

#### 81年予算の戦略

80年同様、困難な国際経済の悪影響に引続き対処することが予算戦略である。より具体的には、①高率かつ持続的な経済成長の維持、②国内インフレの抑制、③特に低所得層と零細経営への便益供与が必要である。

成長は貧困除去と社会再編成という国家目標の達成の重要な前提である。予算ではインフラと生産能力の拡大が優先され、経常支出、開発支出をともに大幅に増加する。これは財政が強力であり、引続き無理なく景気拡大の役割を果しうるが故に、可能かつ賢明な戦略である。戦略の重点は最高の成長可能性を、特に短期的に持つ分野である建設、住宅、食品、中小企業に置かれる。

生産能力の制約を取除く措置を通じて生産を拡大することが81年予算の特別な狙いである。従って教育、保健、労働者訓練への投資は著増される。生産能力を拡大し、それによってインフレ圧力を緩和する計画である。

#### 予 算

81年の経常支出は146億リンギ、開発支出は84.77億リンギである。経常支出の主要な項目は教育28.05億

リンギ、保健・衛生8.92億リンギ、国防17億リンギ、警察7.24億リンギ、経済部門9.78億リンギである。教育への多額の支出は、総レベルでの学生数の増加、教育問題閣僚委員会答申の実施、特に農村部での教育施設の拡充に関わるものである。国防支出は主に国軍の拡大に向けられ、警察への支出は補給・整備に充てられる。

81年の開発支出84.77億リンギには、第4次計画による先取り支出が上積みされよう。開発予算の実支出は61.4億リンギ、80年推定実績の19.5%増となろう。開発予算の45%、37.97億リンギが経済部門に配分される。

農業・土地開発には引続き高い優先順位が与えられ、19.68億リンギが支出される。Felda, Felcra, 地域開発計画の対象地域は拡大し、約31.3万世帯がその直接的恩恵を受けよう。原始林開発16.5万エーカーと土地改善2.7万エーカーによるゴム、オイルパーム、カカオの栽培への政府直接参加に約5.05億リンギを支出する。土地開発の新たな特徴は Teratak Batu (クランタン), Kg. Kok (クダ), Kg. Betong (トレンガヌ) の3地域での試験的な現状 (in-situ) 開発事業である。

商工業部門では、81年にその基盤の強化と社会再編成のため追加的支出を行う。約5.59億リンギを公営企業の拡大と工業団地の増設に支出する。州経済開発公社に4500万リンギ、UDA に6000万リンギを支出する。公営企業への支出3.85億リンギのうち Pernas への支出は7000万リンギ、設立提案中の重工業公社には1.25億リンギとなる。重工業公社は鋼板冷却圧延工場、金属板加工・鋳造事業などへの参加を計画している。

現行の工業奨励措置の合理化を一層進める。プラント、機械類の近代化奨励のため、減価償却の計算法を現在の定率法から定額法に変える。資本の償却期間は予め決まり、より短期になろう。マレーシア居住会社が、会社である株主に出す配当には超過利得税を賦課しない。また技術移転促進のため、所得税法の居住者資格に関する規定を一部緩和する。

運輸部門では、道路・橋梁6.83億リンギ、民間航空1.5億リンギ、港湾・海運1.47億リンギ、鉄道6800万リンギなど計10.55億リンギを計上する。最近設立されたハイ

ウエイ公社の新規事業により、タイ・マ国境からジョホール・バルに至る主要都市が結ばれることになる。この長期事業の経費は27.5億リングギである。農村道路計画には81年は3.05億リングギが配分される。

現在26トンを超える船舶には輸入税が課されていないが、5%の付加税はかけられている。この付加税を26トン未満の船舶を除き免除する。また外洋航路の船員でマレーシア船籍の船に乗組み、課税評価年を通じて国外にいた場合、その報酬への所得税を免除する。

公益施設では給水改善に約1.6億リングギ、電力供給に1.12億リングギの、計2.72億リングギが支出される。現在の給水率は都市部90%、農村部47%であるが、90年までに全人口に給水するのが目標である。また農村電化率は76年の45%から81年に57%に拡大される。

通信部門では、電話・テレックス回線の増加に1.5億リングギなど計1.57億リングギを支出する。

建設産業は民間投資の50%を構成しており、政府も住宅を含む同産業の拡大に高い優先順位を与えている。現在、計画立案・実施面の弱点を矯正中である。このため各州の低価格住宅建設用の回転資金を計2.6億リングギに増加した。低価格住宅事業の継続のため約1.57億リングギを支出するが、これには様々な実施段階にある住宅4.8万戸（うち連邦区1万3550戸）の供給が含まれる。

住宅産業の現状には憂慮すべきものがある。購入者側に一定の抑制が必要であり、同じく土地投機・開発・住宅退蔵を抑える必要がある。住宅価格上昇のもうひとつの要因は非居住者による購入である。そこで、①所有期間に応じて税率が減少する不動産利得税は、永久居留民ではない非公民または外国人個人の購入した不動産には適用せず、一律40%の税率を課す（10月17日より）、②住宅1戸の処分により生ずる利得への免税、および処分1件当たり5000リングギもしくは利得の10%のいずれか高額の方の免税は、マレーシア人または永久居留民に限る。

住宅価格に関するインフレ心理を打破する必要がある。銀行には、タイトな住宅需給の現状の緩和を促進する責任がある。つなぎ融資は認可済みで実施寸前の住宅建設事業に限り、融資対象の住宅が本来の所有一居住者に売却され、価格も適切であるよう監督すべきである。

建設業の急成長の結果、熟練建設労働者の供給が不足し、海外への流出によってさらに悪化している。81年には Mara が420名、工業研修所が440名の建設労働者を訓練し、全国生産性センターは監督、経営職員750名を訓練する。さらに請負業者、開発業者による3ヵ月の現場訓練に対し、①訓練生1人当たり23リングギ/日の手当支給、②3ヵ月の訓練期間に要する費用を所得税課税標準から2重控除する、の2点の奨励措置を購する。また建

設産業の機械設備輸入に特別に関税を免除し、機械類への初年度償却率を20%から30%に上げる。

教育への81年の投資は4.25億リングギとなる。これには6200教室、中等職業学校7校、寄宿舎13の建設継続と教室増設、教員養成校の増設、高等教育機関の拡充（約1億リングギ）が含まれる。

保健・衛生の重点は後進諸州、農村部、特に適当な通信施設を欠く地域に置かれ、計1.2億リングギを支出する。

保健の観点から若干の品目の消費は抑制されるべきである。従って酒類の輸入従価税を10%引上げ、さらに45%の従量税を導入し、いずれか高額の方を適用する。同時にビール、エール、スタウトの国内消費税を10%引上げる。タバコの輸入税を加工・未加工を問わず20%引上げる。これにより零細乾燥業者と約6万世帯の農家が恩恵を受けよう。同時に国産タバコの国内消費税も10%引上げる。

文化・青年・体育：麻薬問題は国の第1の社会的脅威となっている。スポーツや音楽のような文化活動は望ましからざる欲望充足から青年を遠ざける一助となる。それ故、楽器の輸入税25%を廃止し、スピーカーとアンプの輸入税率を45%から35%へ、マイクロホンのそれを35%から25%に引下げる。映画産業援助のため、映画用のロール・フィルム、撮影機、映写機、録音、再生機などの基礎資材への輸入税を廃止する。

#### インフレーション抑制

インフレは国際的にも、わが国にとっても最も重大な経済問題となっている。インフレの悪影響緩和のため、政府は必要に応じて補助金を給付してきたし、81年予算では、とくに低所得層に対し補助金を増額する。しかし補助金の面で政府がなしうることには限界があることも強調しておきたい。補助金への過度の依存は生産性を損う恐れがある。政府の補助金総額は年額で約14億リングギとなろう。これには石油および石油関連製品への7.23億リングギ、肥料・種子・農機具などの農業インプットへの1.4億リングギ、漁業1800万リングギなどが含まれる。

さらに政府は多数の財政・行政措置を購してきた。例えば保護品目を除くほとんど全ての必需食品への輸入税を廃止し、販売税も賦課していない。退蔵、不当利得、投機などの不正行為抑制の努力も強化している。

しかし輸入機械、燃料、食糧の国際価格上昇により、必需品に対する政府の統制価格維持は、ほとんど不可能となった。パン、砂糖、石油、ディーゼル油、灯油、その他の必需品に認められた値上げは、多額の補助金給付により最小限度のものとなっている。

金融政策の主たる関心は引続き通貨の安定維持にあ



る。通貨供給の増加は財・サービスのフローおよび容認すべき物価上昇率に合致している。主要な増加要因は銀行信用の急速な伸びと国際収支黒字であるが、その一部は民間と政府の高い貯蓄により相殺されている。

最近数カ月、預金増加に較べて銀行信用が急速に伸び、金融市場が逼迫してきている。このため商業銀行の預貸利率に上昇圧力がかかっている。経済と金融市場の微妙な現状からして、銀行の貸付利率は節度を以て決定される必要がある。原住民社会、食糧生産に従事する農民、中小企業、低所得層に対し、無理のないコストの、容易な融資の途を確保するよう銀行に要請する。商業銀行はその資本の増加が、銀行業務の急速な成長に余り遅れをとらぬようにすべきである。中央銀行は近々、各銀行に一定の資本を維持するよう定めた銀行法の規定を発動するであろう。

民間貯蓄の促進はインフレとの闘いと通貨の安定性維持に主要な役割を担っている。80年12月1日より、雇業者備蓄基金 (EPF) への拠出を賃金の20%とし、うち11% (現在7%) を使用者、9% (現在7%) を雇業者の負担とする。利子課税の免税点を引上げ、計5万リングまでの預金から生じる利子への課税を免除する。

これらの貯蓄の価値を最善のものとするため、特に食糧価格の上昇を抑えることも重要である。新たな地域開発に約1.68億リング、肥料・農具補助金1.69億リング、糶補助金事業と農業インプット・直接補助金計画に約1.62億リングをそれぞれ支出する。また農業多角化計画用の肥料・農業機械に約1200万リングの補助金・ソフトローン、農業銀行を通じての農業・食糧開発援助1.22億リング、稲2期作地拡大と遊休地利用に8000万リングを給付する。村道舗装事業 (全国で2万マイル) に81年は1.2億リングを計上する。この事業への地元参加者には8万リングの謝金が支払われる。

肉・魚の自給拡大のため Majuternak と Majuikan に各900万リングと2400万リングを支出し、冷凍室建設とトラック購入のため1200万リングを Fama に配分する。エネルギー節約措置として自家用車への道路税の累進性を強化する。1500cc以下には現行の税率を引続き適用するが、1500ccを超え2000ccまでの500ccには1cc当り30セン、それ以上については累進性を強め、最高は3000ccを超える分に1.2リング/ccとする。

#### 低所得層への予算

政府の社会・経済政策は一貫して貧困の緩和と除去に集中してきた。81年予算は、低所得層の固有のニーズと問題に一層焦点を絞ろうとするものであり、低所得層のための予算である。そこに反映されているのは、低所得

層の実質所得の増加と経済全体へのその貢献の拡大に対する、政府の重視である。この予算措置の対象には米作農民、ゴム小保有農、低価格住宅、低賃金属、中小企業経営者、そしてその他の低所得層が含まれる。

米作農民への援助：クーポンによる糶買上げ補助金をピクル当り2リングから10リングに引上げ、中粒種の買上げ価格はピクル当り28リングから38リングに、長粒種は30リングから40リング等とする。しかし消費者価格は現行水準に維持される。補助金増加は80年7月16日に遡り実施する。これによる支出増は7月16日から80年末までに1.28億リング、81年全年で3.28億リングとなる。

ゴム小保有農援助：ゴム植替え助成金を引上げる。これによる支出増は年9000万リングとなる。

①保有面積10エーカー以下に対し、エーカー当り1200リングから2000リングへ。

②10エーカーを超える場合900リングから1500リングに。

他の作物への植替え助成金

①保有面積10エーカー以下の場合、エーカー当り900～950リングから一律1500リングへ。

②10エーカーを超える場合、900リングから1200リングへ。

さらにゴム小保有農に対し、その新規植替地から収入があがるまで、所得補助金を給付する。詳細は近く発表するが、年額8400万リングと見込まれ、該当小保有農に緩かな条件の貸付けとして提供される。81年1月1日の実施を希望する。

ゴム輸出税：ゴム輸出税がゴム価格に公正に関係づけられ、小保有農を利するものとするため、RSSゴムを3等級に、SMRゴムを6等級に分類し、各々について価格を公示させる。ラテックスと複合ゴムの公示価格の基礎はRSS1号とし、その他の等級のゴムのそれはRSS3号とする。

EPF 拠出金：拠出比率の引上げのほか、第1に80年12月1日より拠出残高への利率を7.25%から8%に引上げる。第2に新たな制度を立案し、拠出者、とくに低所得層の拠出者が住宅購入のためEPFの貯蓄の一部を利用できるようにするよう、指示した。

連邦政府貸付利率：州政府・政府機関への貸付けは開発資金の約3分の1となっており、約1.5%の利子補給がなされている。来年から、新たな政策として政府貸付の利率決定に、より組織的かつ一貫した基準を適用する。利子補給は年1.5%から4.3%へ引上げられる見込みであり、その経費は年1.25億リングとなる。

中小企業振興措置：経済成長の実現には、内需向け国内生産への依存を高める必要があるという戦略から、政

府は中小企業への奨励措置を拡大したいと考える。ここに言う中小企業とは、純資産または株主資金が25万リンギ以下で金融機関の貸付限度が25万リンギ以下の、生産的経済活動に従事する登録された企業である。

該当企業への包括的奨励措置は以下のとおりである。

商業銀行による該当企業への特別貸付制度を考案し、81年1月までに実施に移すよう、中央銀行に要請する。その主たる特徴は、①1件5万リンギまでの保証なし銀行貸付け、②年利7.5%、③該当貸付には信用保証公社が保証を与え、貸付銀行に2%相当の戻税を行う、④詳細は中央銀行と信用保証公社が可及的速やかに発表する。特別貸付制度による利子支払いは所得税上の2重控除を認める。81年1月1日から、25万リンギ以下の貸付け契約に対する印紙税を0.5%から0.1%に引下げ、貸付料年2400リンギ以下の全てのリース契約への印紙税を免除する。販売税の免税点を年間売上げ10万リンギ、加工料金の場合は年2万リンギに引上げる。開発税免税点を、個人および共同経営のパートナーの場合3000リンギから5000リンギに引上げる。また原住民企業家とその事業への援助拡大を主たる目的として、Maraに約6800万リンギを供与する。

以上の包括的奨励措置による年間経費は9000万リンギを下らないであろう。

#### 81年の経済展望

81年の経済成長率は実質で7.6%となり、消費者物価指数の上昇率は80年と大体同じ率に留まる見込みである。国際収支は現状では満足すべき結果となろう。同時に外貨準備は、約6カ月分の輸入を賄うに足る、高い水準を維持するであろう。これは81年に一次産品価格の好調が見込まれるためである。連邦予算も経常収支で約3.98億リンギの黒字を記録する見込みである。

マレーシア経済の全体の展望は有望であり、勇気づけられるものがある。

#### 結 論

予算戦略は高水準の経済成長を支え、国内のインフレ抑制し、都市・農村の多民族的住民中の貧困層の所得を引上げ、国内の経済活動拡大の促進により世界の経済的・政治的不安の衝激を緩和するであろう。

政府はより強力に装備に優れた、より効率的な国防、治安力の構築の努力を継続し、経済開発のスムーズな進展と国民の高い生活水準の享受とを確保する意向である。

新経済政策はその転期にきている。これまでに経済拡大の促進のために大産業、大企業に十分な奨励措置を付

与してきた。今や都市と農村の双方の零細民の生産改善を一層加速するべく、より大きな努力が払われている。来年採られる諸措置は、経済のより貧困な後進部分の成長増加に対する障害を除き、より恵まれた先進部分を補完するための、ダイナミックな戦略の一部である。

#### 2. 1980年労使関係修正法

(4月14日国会で成立、5月30日発効。但し第9節の発効は9月15日。以下は主な修正点の要旨のみ。( )内はいずれも注。)

##### 序文

第2条A 国王は、労使関係に関わる全ての問題について、一般的な指示、統制および監督の権限を持つ労使関係総監を任命する。(注：新たに設けられた条項。)

第2節 労働者、使用者および労働組合の権利の保護  
第8条<1> 第4、5または7条(労働者、使用者および労働組合の権利を規定)違反の申立ては書面により総監に提出される。(従来は大臣に提出。)

同条<2> 総監は申立ての解決のために、必要もしくは適切と考慮する措置をとり、または調査を行いうる。(従来は大臣の権限。)申立てが解決されない場合、総監は大臣に通告する。

同条<2A> 大臣は適当と考慮する場合、通告された申立てを労働裁判所の審理に付託しうる。(従来は<2>と同文。)

##### 第3節 労働組合の承認と代表の範囲

第9条 従業員の労働組合加入資格および使用者による従業員の労働用加入の承認拒否に関わる紛争は、まず総監の処理に付され、解決不能の場合、総監は大臣に通告する。(従来は直接大臣に付託され、大臣が処理。なお上記の紛争における大臣の決定が最終的であり、法廷で争えない点は従来と同じ。)

第10条 第9条による紛争の処理期間中はいかなる理由によるものであれ、また大臣の決定後はその決定への不満を理由に、従業員がストもしくはピケティングを、使用者がロックアウトもしくは業務停止を行うことを禁止する。(従来はストと業務停止を禁止。)

##### 第4節 団体交渉と労働協約

第13条<6> 一方の当事者による団体交渉開始の要請が拒否もしくは14日以内に受理されなかった場合、または要請受理の回答を受けとった日から30日以内に団体交渉が開始されない場合、要請側は総監に通告することができ、それに基づき総監は団体交渉の開始のために必要もしくは適切な措置をとりうる。(従来は大臣に通告を受けて処理する権限。なお大臣が団交開始の最終的命権を持つとする、同条<8>は修正されていない。)

第14条<2><b> 労働協約の有効期間を協約開始の日から少くとも3年間とする。(従来は少くとも2年間。なお第14条は労働協約の要件を規定。)

#### 第5節 調停

第18条・19条 総監は争議当事者から報告を受けた場合、または公共の利益のため必要と見なす場合、速かな解決の促進のため、適当な機関への付託、当事者からの事情聴取および当事者の会議への出席指示を含む、必要もしくは適切な措置をとりうる。(従来は大臣の権限。)

第19条A(新設) 大臣はいかなる時点でも、必要もしくは適切と考慮すれば、調停に必要な措置をとりうる。

第19条B(新設) <1>この節によるいかなる調停手続においても、<a>労働争議の当事者たる雇用者は、自らを代表し、または権限を与えられた従業員、使用者組合の役員もしくは従業員、もしくはマレーシアで登録された使用者組織の役員によって代表される。<b>労働争議の当事者である労働者の労働組合は、その労働組合の役員もしくは従業員、またはマレーシアで登録された労働者の組織の役員によって代表される。

同<2> <1>の規定を除けば、労働争議の当事者は、この節のいかなる調停手続においても、代言人、顧問、コンサルタント、またはその他の人によって代表されることはできない。

第6節 解雇に関する異議申立て(略)

#### 第7節 労働裁判所

第32条<3>を削除。(労働裁判所の裁定は最需的であり、いかなる法廷でも争えないとの規定)

第33条A(新設) 労働裁判所が裁定を下した場合、同裁判所は裁定手続の当事者の申請に基づき、その自由裁量で法律問題を高等裁判所の審理に付託しうる。高裁の判決は最終的であり、いかなる法廷でも争えない。

第33条B(新設) この法律と第33条Aの規定を前提として、高裁への付託も含めた労働裁判所の裁定、決定もしくは命令は最終的であり、いかなる法廷でも争えない。

第8節 調査および審問(略)

第9節 労働争議、ストライキおよびロックアウトとそこから生ずる問題

条40条(ピケティングに関する規定) ピケティングを行いうる者を、争議の存在する場所に勤務する労働者およびその労働者の属する労働組合の役員もしくは従業員とする。(従来は単数もしくは複数の人。)

第43条<1> 必須業務に携わる労働者によるストライキおよび同業務の使用者によるロックアウトは一定の制限を受ける。(従来は必須業務ではなく公益業務。両者の異同は付則参照。) 制限のひとつは、ストライキも

しくはロックアウトの通告後21日以内にそれを行うことの禁止。(従来は14日以内。)

第45条<1>(違法のストまたはロックアウト) スト中の労働者とその使用者の間の、または、ロックアウトを宣言した使用者とその労働者の間の労働争議を推進すること以外の目的を持つ場合、違法と見なされる。(従来は「スト中の…労働者の間の」がなかった。)

#### 付則 必須業務

1. 銀行業務, 2. 電力, 3. 消防, 4. 港湾, ドック, 空港業務, 5. 郵便, 6. 刑務所, 7. 燃料と潤滑油の生産, 精製, 貯蔵, 供給および流通, 8. 公共保健業務, 9. 放送とテレビ業務を含む無線通信業務, 10. 電信, 電話および遠距離通信, 11. 陸, 海, 空の運輸, 12. 水道業務, 13. 次の政府部局の提供する業務: (i) 化学, (ii) 民間航空, (iii) 税関と間接税, (iv) 出入国管理, (v) 海事, (vi) 気象, (vii) 印刷, 14. 国軍と警察の維持と機能に関わる、または補助する業務, 15. マレーシアの国防と治安に関係する事業と産業, 16. 従業員または施設の安全がその活動に依存する業務部門。

(注) 第43条参照。なお修正前の付則は次のとおり。

#### 付則 公益業務

(i) 公共鉄道業務, (ii) 当該組織と労働者の安全がその活動に依存するような、政府もしくは産業組織の部門, (iii) 郵便, 電信, 電話業務, (iv) ガス, 電気もしくは水を発生させる産業もしくは政府事業, (v) 公共保健業務, (vi) 公共の消防業務, (vii) 公共のフェリー業務, (viii) 公共の貨客運輸業務, (ix) 石油, 石油製品の精製, 貯蔵, 輸送もしくは供給に、主に従事する産業または政府事業, (x) 港湾, ドック業務, (xi) 水先案内業務, (xii) 次の政府部局の行う業務——関税と間接税, 海事, 出入国, 放送, 印刷, 化学。

### 3. 1980年労働組合法

(4月11日国会で成立、5月30日発効。以下は主な修正点の要旨のみ。( )内はいずれも注。)

#### 第1節 序文(略)

#### 第2節 登録官その他の職員の任命

第3条 国王は、全マレーシアの労働組合に関する全ての問題の一般的監督、指示および統制の権限を持つ労働組合登録官を任命する。(従来は、この法律により課される任務と機能の適切な遂行に責任を持つ登録官…。)

#### 第3節 登録

第15条<2> 特定の職業、産業もしくは雇用の場所に複数の労働組合が存在する場合、登録官は、上記分野の労働者の利益になると確信すれば、<a>上記分野の労働者の最大多数を組合員とする労組以外の労組の登録

証を破棄しうる。(＜b＞略。新設の規定であり、登録申請の拒否についても同趣旨の規定が第12条＜2＞として新たに設けられている。)

第18条＜1＞ 主務大臣は、労働組合が治安もしくは公共の秩序を損うもしくはそれに反すると判断する場合、またはそのような目的に利用されていると判断する場合、その自由裁量で、しかし国内治安と公序に責任を負う大臣の同意を得て、その労働組合を6カ月を越えない期間にわたり停止処分に付しうる。＜7＞第18条に関する大臣の命令または指示は最終的である。(新設。)

#### 第4節 労働組合の権利と責任

第25条A＜1＞ 以下の場合、労働組合はストライキを要求できず、労働組合員はストライキを行えず、また使用者組合はロックアウトを宣言できない。

＜a＞労働組合の場合、まず、秘密投票で、投票資格を持ちかつストの当事者である組合員の総数の少くとも3分の2の同意を得ていない場合。使用者組合の場合、まず、秘密投票で、投票資格を持つ組合員総数の少くとも3分の2の同意を得ていない場合。＜b＞上記の秘密投票の結果を労組登録官に提出したのち、7日間が経過していない場合。＜c＞上記の秘密投票が第40条＜2＞、＜3＞、＜6＞もしくは＜9＞の規定により無効となった場合。＜d＞組合の規則に違反し、もしくはそれを遵守していない場合。＜e＞、＜f＞(略)。

同条＜2＞ ＜1＞に違反するストもしくはロックアウトを開始し、促進し、組織しまたは資金を提供した組合および執行部のメンバーは、有罪となる。

同条＜3＞ ＜1＞に違反するストを開始し、参加し、もしくは他の行為により促進する労働組合の組合員は、直ちに組合員たる資格を失い、登録官の事前の承認なしには、いかなる労働組合の組合員となる資格も持たない。

#### 第5節 構成

第27条＜2＞ 以下に定める者を除く公務員について、国王は告示により、同条＜1＞(公務員の組合加入の禁止を規定)の規定を全面的に、もしくは告示に特定される条件の下に免除することができる。

＜a＞警察官、＜b＞刑務所の業務に携わる者、＜c＞国軍の構成員、＜d＞機密事項を扱う、または治安に関わる職務に従事する公務員、＜e＞いずれかの成文法により組合の結成またはそれへの加入を禁止されている公務員、＜f＞管理および専門職グループの地位を有する公務員。但し政府書記官長が出す指示により＜f＞の適用を除外される上記グループの公務員を除く。(従来は＜a＞～＜c＞のみ禁止を免除されなかった。)

同条＜3＞＜aa＞ ＜a＞の規定(法定機関の職員は

その参加者が当該法定機関の職員に限られた組合にのみ参加しうる、との規定)にも拘らず、＜i＞管理および専門職グループまたは相当の地位を有する法定機関の職員は、組合に参加し、組合員であり、もしくは組合員の地位に留まることはできない。但し政府書記官長が出す指示によりこの項の適用を除外される者を除く。＜ii＞機密事項を扱う、または治安に関わる職務に従事する職員は、組合に参加し、組合員であり、もしくは組合員の地位に留まることはできない。

同条＜5＞ 機密事項を扱う、または治安に関わる職務に従事する者か否かの問題は、政府書記官長により決定される。

同条＜7＞ この第27条の発効直前に組合員であり、＜2＞の＜a＞～＜f＞もしくは＜3＞の＜aa＞によって組合員たる資格を失うものは、第27条の発効より6カ月後に組合員たることを停止される。但し＜2＞の＜f＞が適用される者の場合、6カ月以内に書記官長の指示を得、かつ＜2＞により国王の告示により除外されれば、組合員たることを停止されない。＜3＞＜aa＞＜i＞が適用される者の場合、6カ月以内に書記官長の指示を得れば、組合員たることを停止されない。

但し当該人物がその組合の役員である場合、役員としての任期がこの6カ月を超えるならば、その任期の満了まで引続き組合員たりうる。(第27条＜3＞～＜8＞も新設の規定である。)

第40条＜2＞ ストライキもしくはロックアウトに関する問題で秘密投票が行われる場合、ストライキもしくはロックアウトの理由である争点を明確に述べ、かつストライキもしくはロックアウトの過程でなされる行為を明確に記述した決議を付さなければならない。この要件を欠く秘密投票は無効である。

同条＜3＞ ストライキもしくはロックアウトに関する問題で行われた秘密投票は、秘密投票の日から90日が経過することで効力を失う。

同条＜5＞ ＜1＞に特定される問題(第40条＜1＞は秘密投票を必要とする8件の問題を特定)のいずれかに関する決定のため行われた秘密投票の結果は、秘密投票後14日以内に登録官に提出される。

同条＜6＞ 組合がストライキ要求もしくはロックアウト宣言のため秘密投票を行った場合、登録官は＜5＞によってその結果を受けとり、必要と見なす総的調査を行うことができ、かつ、ストライキもしくはロックアウトの提案が実施されればこの法律もしくは他の全ての成文法に違反する、と確信する場合、提案されたストライキもしくはロックアウトを開始しないよう組合に命令することができる。(従来は第39条で組合員の平等な投票

権と秘密投票の機密性の確保が、第40条で登録官による投信用紙、その他の書類の点検が、それぞれ簡単に規定されるに留まっており、秘密投票を要する問題は付則に規定されていた。）

第5節 紛争 (略)

第6節 財産 (略)

第7節 資金と会計

第52条<1> 組合の資金は政党に対する、もしくは政治的目的を促進するためのいかなる支払いにも、直接的にであれ間接的にであれ、利用してはならない。

同条<2> <1>に言う「政治的目的」は以下のものを含む。

<a>下院もしくは州議会の選挙への立候補者もしくは立候補予定者が、その立候補に関わる選挙の以前、期間中もしくは以後に、直接的にであれ間接的にであれ要した費用の支払い、

<b>そのような立候補者もしくは立候補予定者を支持する集会の開催もしくは文書の配布、

<c>下院もしくは州議会の議員である者の生計、

<d>有権者の登録または下院もしくは州議会の候補者の選抜、

<e>いかなる種類の政治集会の開催、またはいかなる種類の政治的文書の配布、

<f>大臣が官報の告示で特定するいかなる目的。

(73年の修正までは、組合は別会計の「政治資金」から<a>～<e>に支出しうとの規定=第52条が存在。)

第57条<3> 登録官はいかなる特殊な場合にも、組合員に代わりまたは自ら、組合の会計帳簿とその他の記録を、その承認した適格かつ適当な者による調査もしくは会計監査に供するよう命じることができる。

第9節 政令 (修正なし)

第10節 不法行為と刑罰

第64条<1> 登録官はこの法令もしくは政令による不法行為に関して、公訴官の事前の文書による同意を得て、訴追手続を行うことができる。

同条<2> 登録官は<a>この法令もしくは政令による職務の遂行のため、相当な時に、組合の登録された事務所、または組合のために保有もしくは利用されると信ずべき理由のある建物もしくは場所に立入り、必要と見なす検査もしくは調査を行う。<b>この法令もしくは政令による不法行為がなされたと信ずる妥当な理由がある場合、いかなる時でも、下級裁判所から搜索令状を得たのち、その令状に特定される事務所、建物もしくは場所に立入り、搜索、検査もしくは調査を行い、訴追手続きのため必要とされる物品もしくは文書を押収もしくは領置することができる。

(従来は公訴官による以外に、この法令による訴追手続を開始することはできなかった。)

第11節 雑 (略)

第12節 組合の連合体 (略)

第12節 A 協議団体 (新たに設けられた節)

第76条A<1> 組合は、登録官の事前の許可を得、かつ登録官の課しうる条件に従う場合を除いては、その設立がマレーシアの国内であるか国外であるかに拘らず、協議のための又は類似のいかなる団体をも、<a>この法律により登録されているか否かを問わず、かつマレーシアの国内に存在する否かを問わない他の組合と結成してはならず、<b>上記の団体に加入してはならない。

同条A<2> この節の発効直前に既に、協議団体もしくは類似団体に加入している組合は、この節の発効後60日以内に登録官にその加入を通告し、かつその通告には第76条B<2>に規定される詳細の陳述を付さねばならない。

第76条C<1> 登録官は、<a>第76条A<1>により認可を与えられた組合、または<b>そのような組合が加入している協議団体もしくは類似団体が、この法律もしくは他の成文法の規定、または登録官の課した条件に違反して行動したか、もしくは行動していると確信した場合、その許可を撤回することができ、当該組合の協議団体もしくは類似団体への加入は停止される。

第76条D 「協議のためのもしくは類似の団体」には、組合会議、組合の調整もしくは助言団体、組合事務局、または第7節により登録された、もしくはその必要のある組合連合体以外の、組合で構成される組織を含む。

4. 連邦政府閣僚名簿

首相兼国防相	Dk. Hussein Onn*
副首相兼商工相	Dk. Seri Dr. Mahathir Mohamad
蔵 相	Tengku Razaleigh Hamzah
内 相	Tan Sri Ghazali Shafie
外 相	Tengku Ahmad Rithauddeen
教育 相	Dk. Musa Hitam
運輸 相	李三春 Dk. Lee San Choon (MCA)
科学・技術・環境相	王其輝 Tan Sri Ong Kee Hui (SUPP)
福祉 相	Dk. Paduka Aishah Ghani
連邦区相	Dk. Amar Taib Mahmud (PBB)**
文化・青年・体育相	Dk. Mokhtar Hashim**
保健 相	張漢源 Tan Sri Chong Hon Nyan (MCA)
土地・地域開発相	Dk. Shariff Ahmad**

情報相	Dk. Mohamed Rahmat
労働・人力相	何文翰 Dk. Richard Ho (MCA)
第1次産業相	梁棋祥 Dk. Paul Leong Khee Seong (民政党)
農相	Dk. Abdul Manan Othman**
エネルギー・通信・郵政相	Leo Moggie (SNAP)
住宅・地方政府相	梁維洋 Dk. Dr. Neo Yee Pan (MCA)
建設・公益事業相	Dk. Samy Vellu (MIC)
公営企業相	Dtn. Paduka Rafidah Aziz**
無任所相	Dk. Hj. Mohd. Nasir (Berjasa), Dk. Pengiran Othman b. Pengiran Hj. Rauf (Berjaya)
副総理府相	Dk. Abdullah b. Abdul Rahman**
副国防相	Abu Hassan Omar**
副商工相	劉集漢 Dk. Lew Sip Hon (MCA)
副蔵相	麦漢錦 Mak Hon Kam (MCA), Shahrir b. Abdul Samad**
副内相	Sanusi Junid**
副教育相	陳声新 Dk. Chiang Siang Sun (MCA), Dk. Najib b. Tun Razak**
副運輸相	吳清德 Dk. Goh Cheng Teik (民政党)
副連邦区相	Abdullah b. Hj. Ahmad**
副文化・青年・体育相	陳漢源 Dk. Chin Hon Nyan (MCA)
副保健相	Dr. Sulaiman Hj. Daud (PBB)
副情報相	林良実 Dr. Ling Liong Sik (MCA), Dk. Hj. Embong Yahya**
副労働・人力相	Dk. K. Pathmanaban (MIC), 黎志賢 William Lye (Berjaya)**
副第1次産業相	Bujang Hj. Ulis (PBB)**
副農相	Dk. Suhaimi b. Dk. Hj. Kamaruddin**, Edmund Langgu (SNAP)
副エネルギー・通信・郵政相	Dk. Dr. Nik Hussein b. Abdul Rahman**
副住宅・地方政府相	Dk. Hj. Zakaria b. Abdul Rahman**
副建設・公益事業相	Dk. Clarence Mansul (Berjaya)

(注) \* 9月16日の改造で連邦区相兼任から国防相兼任へ。  
\*\*9月16日の改造による任命。( )内は党名。無記入はUmno。

## 5. 政党役員名簿

## 民政運動党 (Gerakan Rakyat Malaysia : GRM)

委員長	林敬益 Lim Keng Yaik
首席副委員長	梁棋祥 Dk. Paul Leong Khee Seong 王文松 Ong Boon Seong
書記長	鄭耀林 Dk. Teh Ewe Lim
財政	李裕隆 Alex Lee

(注) 8月17日の党大会で選出。

## サラワク国民党 (Sarawak National Party : SNAP)

委員長	Dk. Amar Dunstan Endawie
首席副委員長	黄金明 Dk. James Wong
上級副委員長	Daniel Tajem
書記長	Leo Moggie

(注) Dunstan 委員長は5月26日に駐ニュージーランド高等弁務官に任命され、7月22日に委員長を辞任、以後空席となる。委員長代理の職も設けられず、委員長が兼任していた中央執行委員会議長については議長代理に Leo 書記長が7月22日選出されたが、さらに11月6日には全国評議会で黄金明首席副委員長が中執委議長代理、Tajem 上級委員長が同副議長に選出された。

## サラワク統一保守原住民党 (Parti Pesaka Bumiputra Bersatu Sarawak : PBB)

委員長	Dk. Patinggi Tan Sri Hj. Abdul Rahman Yaakub
第1副委員長	Dk. Amar Taib Mahmud
第2副委員長	Dk. Alfred Jabu
副委員長	Abang Abu Bakar b. Dk. Bandar Abang Mustapha, Dr. Sulaiman Daud, Hj. Wan Habib Syed Mahmud, Hj. Salleh Jafaruddin, Celestine Ujang, Hafsah Harun

(注) 9月2日の党大会で選出。

## サラワク人民連合党 (Sarawak United People's Party)

主席	王其輝 Tan Sri Ong Kee Hui
副主席	黄順開 Dk. Wong Soon Kai
書記長	楊国斯 Dk. Stephen Yong
財政	沈慶鴻 Dk. Amar Sim Kheng Hong
情宣	田紹熙 Chan Siaw Hee
組織	張松盛 Tieu Sung Seng

(注) 12月29日の党大会で改選。

## Pasok 党 (United Pasok Nunukrang National Organisation)

委員長	Ignatius Malajon
書記長	Newman Gaban
青年部長	George Mikil

(注) 6月12日現在。

6. マレーシア労働組合会議 (Malaysia Trade Union Council: MTUC) 役員名簿

委員長 Dr. P. P. Narayanan

首席副委員長 Zainal Rampak

副委員長 Mohamed Abas, A. J. Patrick, A. H.

Ponniah, Sunny Wong, Mohd. Noh

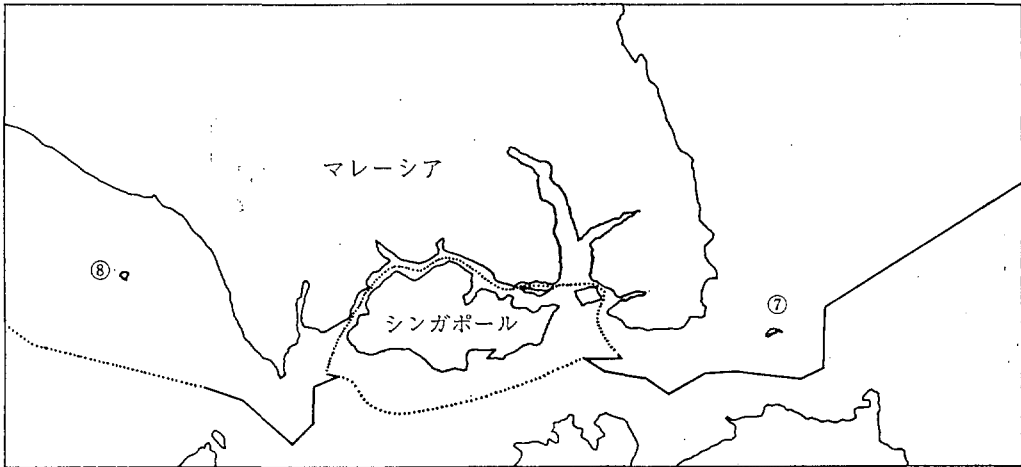
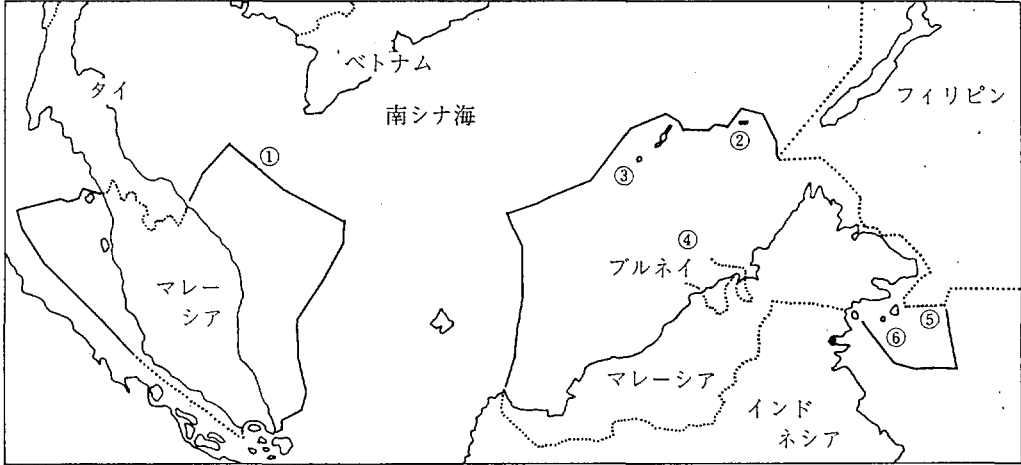
Katim, G. Perumal

書記長 V. David

財政書記 V. Baradan

(注) 12月19日の隔年代表者大会で選出。

7. マレーシア大陸棚境界図



国境 ..... (dotted line)

大陸棚境界 ——— (solid line)

(注) 79年12月刊行。

① マレーシア、タイ、ベトナムの係争地域。

② ラクサマナ礁：マレーシア、フィリピンが領有を主張。

③ クチル・アンボイナ島：マレーシア、ベトナムの係争地。ベトナムの守備隊が駐留。

④ ブルネイとの大陸棚境界は不明。

⑤ リギタン島、⑥ シバダン島：マレーシア、インドネシアが領有を主張。

⑦ バトウ・アテ島 (ホースバーク)、⑧ ピサン島：マレーシア、シンガポールが領有を主張。

## 主要統計

マレーシア 1980年

第1表 国民総生産

(単位 100万リンギ)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	同前年比 増加率	80年推定	同前年比 増加率	81年予測	同前年比 増加率
消費支出	17,010	19,016	22,186	25,362	29,230	15.3%	35,460	21.3%	42,254	19.2%
公 共	3,924	4,301	5,388	5,776	6,706	16.1	8,611	28.4	10,841	25.9
民間	13,086	14,715	16,798	19,586	22,524	15.0	26,849	19.2	31,413	17.0
総資本形成	5,221	6,135	7,540	9,212	10,983	19.2	13,914	26.7	17,624	26.7
公 共	2,100	2,505	3,078	3,419	4,135	20.9	5,099	23.3	6,945	36.2
(うち a)	(106)	(225)	(178)	(0)	(392)		(507)		(1,520)	
民間	3,492	3,701	4,265	5,208	6,485	24.5	8,437	30.1	10,293	22.0
(うち b)	(235)	(211)	(332)	(435)	(606)		(1,000)		(1,200)	
在庫変動	- 381	- 71	197	585	363	-	378		386	
財・サービス輸出	10,172	14,554	16,300	18,549	25,802	39.1	29,672	15.0	33,381	12.5
" 輸入	10,071	11,620	13,686	16,601	21,515	29.6	27,862	29.5	35,329	26.8
(うち c)	(341)	(436)	(510)	(435)	(998)		(1,507)		(2,720)	
国内総生産	22,332	28,085	32,340	36,522	44,500	21.8	51,184	15.0	57,930	13.2
海外からの要素 所得(純)	- 726	- 931	-1,189	-1,571	-1,685	-	-1,775		-2,197	
国民総生産	21,606	27,154	31,151	34,951	42,815	22.5	49,409	15.4	55,733	12.8
国民総生産 (70年価格)	16,916	18,828	20,194	21,601	23,518	8.9	25,402	8.0	27,323	7.6
国内総生産 (70年価格)	17,365	19,373	20,875	22,446	24,346	8.5	26,188	7.6	28,207	7.7
農林漁業	4,804	5,392	5,519	5,574	5,797	4.0	5,809	0.2	5,983	3.0
鉱業・採石	792	955	967	1,093	1,257	15.0	1,214	-3.4	1,190	-2.0
製造業	2,850	3,377	3,735	4,258	4,769	12.0	5,374	12.7	6,024	12.1
建設業	654	713	800	904	1,031	14.0	1,186	15.0	1,334	12.5
電気・水道	365	400	442	489	538	10.0	592	10.0	650	9.8
運輸・通信	1,071	1,153	1,290	1,412	1,563	10.7	1,696	8.5	1,835	8.2
卸・小売	2,219	2,405	2,592	2,825	3,051	8.0	3,295	8.0	3,565	8.2
銀行・保険・不動産	1,468	1,552	1,675	1,842	2,000	8.6	2,155	7.8	2,311	7.2
行政	2,210	2,420	2,719	2,788	2,994	7.4	3,398	13.5	3,738	10.0
その他サービス	478	517	558	605	637	5.3	657	3.1	700	6.5
銀行帰属利子(-)	211	218	244	269	290	7.8	308	6.2	328	6.5
輸入税(+)	665	707	822	925	999	8.0	1,120	12.1	1,205	7.6
国民総貯蓄	4,156	7,777	8,818	9,531	13,253	39.1	14,018	5.8	13,435	-4.2
1人当りGNP	1,812	2,216	2,474	2,699	3,214	19.1	3,633	13.0		
GNP成長率(実質)	2.2%	11.3	7.3	7.0	8.9		8.0		7.6	
消費性向	78.7%	70.0	71.2	72.6	68.3		71.8		75.8	
投資性向	24.2%	22.6	24.2	26.4	25.7		28.2		31.6	
貯蓄性向	19.2%	28.6	28.3	27.3	31.0		28.4		24.1	
人口(万人)	1,192.2	1,225.1	1,259.2	1,294.9	1,332.2	2.9	1,360.0	2.1		

(注) カッコ内は a. マレーシア航空, 国際海運公社, b. 石油投資, c. マ航空, 海運公社及び石油輸入を含む。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report 1980~81* (以下①と略す)。Bank Negara Malaysia, *Quarterly Economic Bulletin*, March/June 1980 (以下②と略す)。

以下特にことわりなき場合は①。



第2表 雇用者数

(単位 万人)

	農林漁業	鉱業・石採	製造業	建設業	金融・保険・商業	輸送・倉庫・通信	公務員	その他サービス	計	失業率
1976年	190.8	8.85	62.3	20.6	58.1	17.0	57.7	22.3	437.6	6.4
77	194.1	8.81	66.3	20.5	58.3	17.2	58.2	24.2	447.6	6.3
78	202.6	8.87	71.0	22.8	64.0	18.0	63.6	25.0	475.9	6.2
79	205.6	8.98	75.5	24.4	67.1	18.7	66.4	25.8	492.5	6.4
80(推定)	206.7	8.96	80.3	26.3	70.1	19.3	71.0	26.7	509.4	6.0
81(予測)	208.1	8.97	85.6	28.2	73.6	19.9	74.8	27.7	526.9	—

第3表 国際収支

(単位 100万リンギ)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年(推定)
貿易収支 <sup>1)</sup>	+ 727	+ 3,773	+ 3,880	+ 3,602	+ 6,596	+ 4,799
輸出(fob)	9,057	13,329	14,860	16,925	23,784	27,910 <sup>7)</sup>
輸入(fob)	8,330	9,556	10,980	13,323	17,188	22,391
非貨幣用金	- 3	- 11	- 9	- 15	- 25	-
サービス収支(純)	- 1,710	- 2,020	- 2,515	- 3,186	- 4,182	- 4,587
海運・保険	- 621	- 726	- 883	- 1,072	- 1,352	- 1,654
その他運輸	+ 98	+ 94	+ 158	+ 110	+ 70	-
観光	- 105	- 151	- 196	- 308	- 485	- 578
投資収益 <sup>2)</sup>	- 727	- 985	- 1,272	- 1,571	- 1,925	- 1,775
政府取引 <sup>3)</sup>	+ 47	+ 36	+ 22	+ 27	+ 10	- 580
他サービス	- 402	- 288	- 344	- 372	- 500	-
財・サービス収支	- 986	+ 1,742	+ 1,356	+ 401	+ 2,389	+ 212
移転収支	- 79	- 100	- 78	- 82	- 119	- 108
経常収支	- 1,065	+ 1,642	+ 1,278	+ 319	+ 2,270	+ 104
長期資本収支	+ 1,716	+ 1,404	+ 1,744	+ 1,689	+ 2,119	+ 2,188
公的長期資本 <sup>4)</sup>	+ 872	+ 493	+ 590	+ 513	+ 702	+ 925
法人投資	+ 862	+ 757	+ 1,174	+ 1,254	+ 1,300	+ 1,445
商業借入 <sup>5)</sup>	- 18	+ 154	- 20	- 82	+ 117	- 182
基礎収支	+ 651	+ 3,064	+ 3,022	+ 2,008	+ 4,389	+ 2,292
民間金融機関短資	- 83	- 175	- 1,280	- 346	- 1,140	- 273
誤差脱漏その他短資	- 397	- 817	- 987	- 1,037	- 1,460	- 1,000
総合収支	+ 171	+ 2,054	+ 755	+ 625	+ 1,789	+ 1,019
中央銀行外貨準備(純) <sup>6)</sup>	- 171	- 2,319	- 490	- 625	- 1,863	- 900
S D R	- 11	- 5	+ 116	- 35	- 140	-
IMF準備ポジション	- 21	+ 4	+ 9	- 5	- 41	-
金・外貨	- 39	- 2,318	- 615	- 585	- 1,682	-
公的・外貨準備	4,069.3	6,359.3	6,864.6	7,488.4	9,320.9	-

(注) 1) 国際収支ベースに調整。2) 外国直接投資企業の非分配収益を含む。3) 外国の軍事・外交施設の取引を含む。4) マーケット及びプロジェクト・ローンの受取り、返済。政府・法定機関の在外資産の変化及び国際機関、国際商品協定への拠出。  
5) 国際海運、航空会社の長期信用の取入れ、返済。6) -は増加を示す。7) 非貨幣用金を含む。

(出所) ②, 80年のみ①。

第4表 主要商品別輸出

(単位 100万リンギ)

	原 油			ゴ ム			錫		
	100万 リンギ	万トン	リンギ/t	100万 リンギ	万トン	セン/kg	100万 リンギ	万トン	リンギ/t
1975年	727	324.0	224	2,026	146.0	139	1,206	7.79	15,481
76	1,550	641.7	242	3,117	162.0	192	1,527	8.15	18,736
77	1,896	735.4	258	3,379	165.4	204	1,704	6.65	25,624
78	2,247	915.3	245	3,601	161.4	223	2,022	7.02	28,803
79	4,210	1,203.4	350	4,482	165.0	272	2,316	7.21	32,122
80(推定)	6,757	1,185.5	570	4,800	160.0	300	2,500	7.20	34,722
	原 木			製 材			パ ー ム 油 <sup>1)</sup>		
	100万 リンギ	万 m <sup>3</sup>	リンギ/m <sup>3</sup>	100万 リンギ	万 m <sup>3</sup>	リンギ/m <sup>3</sup>	100万 リンギ	万トン	リンギ/t
1975年	669	1,064.8	63	392	170.7	230	1,320(17)	116.1	1,137
76	1,471	1,538.4	96	853	293.0	291	1,216(35)	133.9	908
77	1,519	1,604.8	95	788	283.7	278	1,796(52)	142.6	1,259
78	1,665	1,671.6	100	802	277.4	289	1,871(64)	151.4	1,236
79	2,875	1,600.5	180	1,223	306.8	399	2,469(80)	190.0	1,299
80(推定)	2,689	1,280.4	210	1,293	300.7	430	2,496	208.0	1,200

(注) 1) カッコ内は加工パーム油(75年は精油, パーム・オレイン, 76~79年はこれにパーム・ステアリン, パーム油酸が加わる)の比率。

第5表 項目別輸入

(単位 100万リンギ)

	食・飲料 タバコ	非食用 原料	鉱物性 燃料	動植物 性油脂	化学工業 製 品	原 料 別 製 品	機 械・ 輸送機器	雑製品 その他	計	交易条件 (1970 =100)
1976年	1,557	538	1,310	21	919	1,620	3,180	492	9,713	80.3
77	1,789	638	1,422	26	1,079	1,788	3,761	581	11,615	92.1
78	2,167	722	1,470	26	1,228	2,264	4,946	724	13,690	95.7
79	2,233	842	2,046	30	1,773	2,956	6,328	794	17,161	103.6
80(推定)	2,720	1,013	2,821	36	2,313	3,844	8,127	946	21,966	104.4

第6表 主要国別輸出入

(単位 100万リンギ)

	輸 出					輸 入			
	1977年	1978年	1979年	1980年 (推定)		1977年	1978年	1979年	1980年 (推定)
日 本	3,048.7	3,703.0	5,668.2	5,960	日 本	2,612.4	3,169.0	3,840.3	4,830
シンガポール	2,385.6	2,761.6	4,225.9	5,013	ア メ リ カ	1,374.9	1,902.5	2,565.3	3,075
ア メ リ カ	2,717.6	3,182.9	4,182.5	5,013	シンガポール	934.2	1,166.6	1,580.4	2,306
オ ラ ン ダ	987.2	963.1	1,356.7		イ ギ リ ス	844.8	1,018.0	1,096.2	1,186
イ ギ リ ス	767.7	821.9	943.4	1,120	オーストラリア	676.3	878.9	1,039.1	1,317
西 独	558.8	617.4	885.7		西 独	623.6	842.8	1,018.8	
ソ 連	295.0	325.6	567.0		タ イ	517.9	576.3	617.0	
イ ン ド	391.3	565.5	509.6		中 国	343.4	509.4	486.9	790
オーストラリア	257.0	304.5	424.3	557	フ ラ ン ス	156.8	199.3	338.1	
イ タ リ ア	239.0	280.1	413.1		香 港	227.9	250.2	279.2	
香 港	195.0	264.6	410.4		西 ア ジ ア	739	903	972	1,311
その他共計	14,959.2	17,094.2	24,218.9	27,852	その他共計	11,164.7	13,690.1	17,161.1	21,966
ASEAN 計	2,829.9	3,172.1	4,861.7	5,845	ASEAN 計	1,628.9	1,955.8	2,513.2	3,510

(注) 国の順は西アジアを除き79年の額による。

(出所) 西アジアを除く77~79年は②。

第7表 半島部消費者物価指数

(1967年=100)

項目	総 合	食 糧	飲料・タバコ	衣 料	家賃・燃 料・電力	家庭用品	運輸・通信
	比重	100.0	46.8	8.9	4.8	9.4	6.6
1976年	147.7	160.5	122.8	146.9	125.6	161.7	133.4
77	154.8	169.3	127.3	152.6	133.2	167.3	138.1
78	162.4	177.7	133.8	157.9	139.9	174.2	146.3
79	168.3	181.7	135.6	168.1	149.1	181.0	151.5
80(推定)	180.1	189.9	—	—	—	—	—
同第3四半期	181.1	189.1	146.7	180.7	166.1	196.3	164.5

(出所) 1980年第3四半期は Bank Negara Malaysia, *Monthly Statistical Supplement*, 1980年11月号。

第8表 連邦政府経常歳入

(単位 100万リンギ)

	1977年	1978年	1979年	1980年(予算)	1980年 (実績推定)	1981年(予算)
直 接 税	2,946	3,323	3,888	5,010	5,466	6,648
所 得 税	2,791	3,161	3,674	4,715	5,121	6,230
石 油 採 掘 税	111	116	166	245	295	366
間 接 税	4,124	4,684	5,620	5,698	6,457	7,344
輸 出 税	1,390	1,463	1,939	1,872	2,420 <sup>2)</sup>	2,994 <sup>2)</sup>
輸入税・課徴金	1,140	1,325	1,512	1,500	1,686	1,790
内 国 消 費 税	695	849	957	1,075	994	1,070
販 売 税	383	458	544	594	647	737
道 路 税	298	325	346	385	378	400
賭 博 税	123	150	179	182	187	196
非 税 収 入 <sup>1)</sup>	689	834	996	675	947	990
計	7,760	8,841	10,505	11,383	12,870	14,972

(注) 1) 政府の商取引, 投資に対する利子・収益, 免許料, 罰金, 差押え, 賃貸料, 外国政府・機関からの拠出金, 連邦区収入を含む。2) 石油輸出税収入(80年6.5億リンギ, 81年10.67億リンギ)を含む。

第9表 連邦政府歳出

(単位 100万リンギ)

		1977年	1978年	1979年	1980年 (予 算)	1980年 (実績推定)	1981年 (予 算)
経 常 支 出	治 社 安 部 門	1,517	1,692	1,834	2,232	2,328	2,648
	社 会 会 部 門	2,467	2,533	2,814	2,947	3,345	4,186
	農 業・農 村 開	180	259	205	342	299	339
	商 運 工 業	48	55	145	68	189	259
	輸 通 行 業	264	304	256	352	301	361
	一 般 行 政	763	631	752	1,164	979	1,191
	移 行 支 払 <sup>2)</sup>	1,199	1,433	2,762	2,286	3,101	3,717
	(州 交 付 金) <sup>3)</sup>	(274)	(321)	(178)	(345)	(207)	(271)
	債 務 返 済 <sup>4)</sup>	960	1,134	1,271	1,456	1,456	1,879
	計 <sup>1)</sup>	7,398	8,041	10,040	10,868	11,998	14,600
開 発 支 出	治 社 安 部 門	470	491	713	1,921	1,210	2,476
	社 会 会 部 門	452	614	962	1,555	990	1,244
	農 業・農 村 開	591	716	877	1,618	920	1,733
	公 共 事 業	250	339	395	925	440	272
	商 運 工 業	417	601	348	1,191	560	560
	輸 通 行 業	652	637	675	1,412	687	1,055
	一 般 行 政	219	236	216	634	223	157
	債 務 返 済 <sup>4)</sup>	166	148	87	200	110	160
計	3,217	3,782	4,282	9,456	5,140	7,677	

(注) 1) 減債基金への繰入れを含む。2) 年金, 恩給, 法定基金・国際機関への拠出を含む。3) 79年より道路交付金と一部の鉱物輸出税譲渡を経済部門に分類。4) 利子返済及び減債基金への繰入れ。5) 79年より, 情報・放送を社会部門に分類。

第10表 連邦政府の財政収支

(単位 100万リンギ)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年 (当初予算)	1980年 (実績推計)	1981年 (予算)
経常収入	5,117	6,157	7,760	8,841	10,505	11,383	12,870	14,972
経常支出 <sup>1)</sup> (a)	4,900	5,828	7,398	8,041	10,040	10,868	11,998	14,600
経常収支	217	329	362	800	465	515	872	372
開発支出(b+d)	2,151	2,378	3,217	3,782	4,282	6,340	5,140	6,190
直接開発支出(b)	1,226	1,585	2,014	2,398	2,828	4,130	3,345	3,990
純政府貸付 <sup>2)</sup> (c)	847	749	1,124	1,301	1,323	2,070	1,655	2,010
＝粗貸出(d)	( 885)	( 793)	(1,203)	(1,384)	(1,454)	(2,210)	1,795	2,200
－返済	( 38)	( 44)	( 79)	( 83)	( 131)	( 140)	140	190
支出総計(a+b+c)	7,013	8,162	10,536	11,740	14,191	17,068	16,988	20,600
総合赤字	-1,896	-2,005	-2,776	-2,899	-3,686	-5,685	-4,128	-5,628
資金調達源								
純国外借入れ	1,209	1,636	1,884	1,164	2,507		2,045	
＝粗国内借入れ	(1,386)	(2,147)	(2,141)	(1,669)	(3,130)		(3,000)	
－国内返済	( 177)	( 511)	( 254)	( 504)				
－政府基金 より借入	( —)	( —)	( 3)	( 1)	( 623)		( 955)	
純国内借入れ	912	373	534	541	679		945	
＝粗国外借入れ	(1,165)	( 683)	(1,173)	(1,934)	( 863)		(1,104)	
－対外返済	( 253)	( 310)	( 639)	(1,393)	( 184)		( 159)	
特別受取り <sup>3)</sup>	7	273 <sup>5)</sup>	- 255 <sup>5)</sup>	3	—		—	
資産取崩し <sup>4)</sup>	- 227	- 277	613	1,191	500		1,138	

(注) 1) 75年以降、減債基金繰入れを含む。2) 州政府、法定機関への貸付け。3) 総合収入勘定からの外国贈与を含む。

4) -は増加を示す。5) 76年は IMF 補償融資の取入れ、77年はその返済を含む。

(出所) 資金調達源の75~78年は②。

第11表 通貨供給

(単位 100万リンギ)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年 6月	1979年 12月	1980年 6月	1980年12月 (推定)
通貨供給	4,349	5,257	6,127	7,243	7,749	8,486	9,121	9,844
流通通貨量 <sup>1)</sup>	2,239	2,628	3,112	3,578	3,741	4,094	4,325	—
民間部門要求払い 預金 <sup>2)</sup>	2,110	2,692	3,015	3,665	4,008	4,392	4,796	—
準通貨 <sup>3)</sup>	5,653	7,514	8,734	10,278	12,000	13,152	15,732	16,544
民間部門流動性総計	10,022	12,771	14,861	17,521	19,749	21,638	24,853	26,398
政府部門								
銀行債務	2,600	3,321	4,005	3,765	4,452	4,585	4,761	—
銀行預金	1,287	2,498	2,793	2,748	4,012	5,285	4,483	—
貸出超過	1,313	822	1,212	1,017	441	- 699	278	—
民間部門								
信用操作	6,077	7,511	8,971	11,626	12,435	14,641	17,275	—
準通貨 <sup>3)</sup>	5,653	7,514	8,734	10,278	12,000	13,152	15,732	—
貸出超過	424	- 4	237	1,348	435	1,489	1,544	—
金・外貨準備	3,560	5,819	6,116	6,503	8,072	8,863	9,696	—
その他	949	1,380	1,438	1,625	1,199	1,167	2,397	—

(注) 1) 銀行、大蔵省外での流通量。2) 地方政府・法定機関を含む。3) 定期・貯蓄性・その他預金。中央銀行への民間部門定期預金を含む。